

アメリカにおける「家族の森林」の現状と 林地所有の目的に関する一考察

大 田 伊久雄*

A study for the present status of 'family forest' and the purpose of forest holding in the USA.

Ikuo Ota

Abstract : The United States of America is the largest producer of industrial roundwood in the world. Japan has been importing huge amount of forest products from the USA since 1960s, and the influence of American forest sector to Japanese society is still big enough. Among the type of forest ownership, 'Non-Industrial Private Forest: NIPF' used to be the biggest category of all in the USA. However, due to disclosure issues, NIPF does no longer exist in statistical data, and 'family forest' is becoming popular as the name of the forests under private individual ownership today. This paper aims to analyze present status of family forest of the USA by means of interviewing fifteen of such forest owners in three different regions: Oregon as the representative of the Pacific Coast, Alabama of the South, and Wisconsin of the North. In conclusion, the author found several common and interesting reasons of holding family forest in the USA as follows; 1) dream to possess own property, 2) having a place to share happy time with the family, 3) possible revenue from timber production, and 4) respect for nature and wildlife and contribution to conserve them.

Key words : Best Management Practices, consulting forester, extension service, family forest, Forest Practices Act, Managed Forest Law, private forest owner.

要旨 : アメリカ合州国は世界第1位の産業用丸太生産国である。我が国にとっては1960年代以降近年まで最大の木材輸入相手国であり、アメリカ林業は今も我が国に大きな影響を与える存在である。アメリカでは、従来「非産業私有林」という所有カテゴリーが最も大きな林地所有分類であったが、近年では情報開示の問題からこの分類が適用されなくなり、これに代わって「家族の森林」という呼称が個人所有林の呼び名として定着しつつある。そこで本研究は、聞き取り調査によってアメリカにおける家族の森林の現状を把握することを目的とする。調査対象としたのは、異なる3つの地域（太平洋岸のオレゴン州、南部のアラバマ州、北部のウィスコンシン州）における15家族である。分析の結果、家族の森林の所有者には共通するいくつかの所有目的があることが判明した。すなわち、1) 自分の土地を所有することへの憧れ、2) 家族で楽しい時間を過ごせる場所の確保、3) 木材生産による収入の可能性、4) 自然や野生生物への敬意とその保護への貢献、である。

キーワード : 最適管理施業、林業コンサルタント、エクステンション、家族の森林、森林施業法、管理森林法、私有林所有者

1. はじめに

アメリカ合州国の森林面積は約7億5,123万エーカー¹（3億310万ha）であり、ロシア・ブラジル・カナダに次いで世界第4位の大きさである。年間の木材生産量は約4億m³で、世界第1位である。近年でこそその地位をカナダやオーストラリアに譲ったが、長年にわたってアメリカは我が国にとって最大の木材輸入相手国であり、そこでの林業動向が我が国に与える影響は少なくない。

1980年代後半に太平洋岸北西部で起こったマダラフクロウ問題を契機に、アメリカの国有林はエコシステムマネジメントを採用し、木材生産量を大幅に減少させた。その結果、主として国有林に残る豊富な天然林資源を基盤に展開していたオレゴン・ワシントン両州の林業は多大な打撃を受け、アメリカ林業の中心は北西部から南部へと大きくシフトすることとなった。南部では、歴史的な経緯から国有林をはじめとする公的所有の森林は少なく、森林の大部分

が私的所有のもとに管理されてきた。さらに北西部においても、国有林の伐採が縮小したことから私有林の位置付けが重要度を増している。こうした状況を受けて、全国的な傾向として私有林からの資源調達がアメリカ林業を支える中心的な存在になっている。

私有林には様々な所有形態が含まれるが、現行の統計では企業所有林と非企業私有林という2分類が行われている。²このうち、非企業私有林の中で個人所有の森林に関しては、「家族の森林（family forest）」という呼称で呼ばれることが多いが、この家族の森林こそは私有林の中でも極めて大きな面積を占めるものであり、研究面でも近年重要性が増しているところである。³

そこで本研究では、アメリカにおける非企業私有林の中心的な所有形態である家族の森林に焦点を当て、聞き取り調査によってその所有の実態を解明することを目的とした。なお、広大な国土を有し、森林植生のみならずその所有形態においても地域的差違が大きいというアメリカの特

* 愛媛大学農学部資源・環境政策学コース
Faculty of Agriculture, Ehime University

徴を考慮し、太平洋岸北西部のオレゴン州、南部のアラバマ州、そして北部のウィスコンシン州という3つの異なる地域において調査を行い、その比較を通してアメリカにおける家族の森林の全体像の把握を試みた。⁴

2 アメリカにおける私有林所有の特徴

アメリカにおける森林の所有形態は、公的な所有が3億2,820万エーカー（全体の44%）、私的所有が4億2,303万エーカー（同56%）となっており、私有林が過半を占めている（図-1参照）。

公的所有林の中では、農務省森林局が管理する国有林が1億4,718万エーカー（同20%）、内務省土地管理局（BLM）の所有林が4,763万エーカー（同6%）などとなっており、私的所有林では、企業所有林が1億3,812万エーカー（同18%）、非企業私有林が2億8,491万エーカー（同38%）と

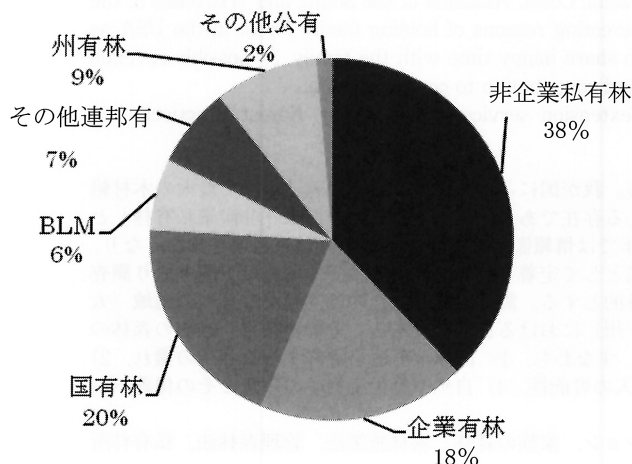


図-1 アメリカにおける森林の所有構造

出典：USDA Forest Service (2009) Forest Resources of the United States, 2007

なっている。このことから、家族所有を中心とする非企業私有林がアメリカにおける森林所有にとっては極めて重要な位置付けにあることがわかる。

地域ごとの森林所有形態をみると、表-1のように北部と南部では私有林が相対的に多く、逆にロッキー山脈と太平洋岸では公有林が多いことがわかる。非企業私有林の分布をみると、全体で2億8,491万エーカーのうち、南部に45.2%の1億2,881万エーカー、北部に34.9%の9,957万エーカーとなっており、両地域で全体の80%を超えている。ここから、非企業私有林の大半がこの地域に存在していることがわかる。

では、私有林を所有規模別にみるとどうなるであろうか。図-2は所有規模別の森林所有者数と森林面積を示したものである。所有者数では10エーカー未満層が682万戸・社（全体の61.4%）と圧倒的多数を占めているが、面積では2,066万エーカーとわずかに5.4%を占めるにとどまっている。所有規模層ごとの面積をみると、20～49エーカー層、50～99エーカー層、100～199エーカー層、200～499エーカー層がいずれも4,000万エーカー台となっており、こうした中間的規模の所有林が私有林所有形態の1つの極をなしていると読むことができる。さらに、1,000エーカー以上の大規模な所有層の面積は合計で1億3,752万エーカー（36.2%）となっており、これがもう1つの極である。すなわち、アメリカにおける私有林の所有規模別特徴としては、戸数では10エーカー未満の小規模層が多いが、面積的には数十から数百エーカーを所有する中間規模層と、1,000エーカー以上を所有する大規模層との2つの大きな集団が存在すると筆者は考える。

表-1 アメリカにおける地方別の森林所有形態

(単位：1000エーカー)

地域	合計	公有林						私有林		
			国有林	BLM	他連邦	州有林	他公有		企業有	非企業有
北部	172,039	43,978	11,393	1	2,486	22,465	7,633	128,060	28,492	99,569
南部	214,644	28,679	13,031	0	7,093	6,417	2,139	185,965	57,153	128,812
ロッキー山脈	150,661	112,755	75,195	25,004	4,871	7,527	159	37,906	5,071	32,835
太平洋岸	213,883	142,786	47,562	22,624	39,154	32,422	1,023	71,097	47,404	23,693
合計	751,228	328,199	147,181	47,629	53,604	68,831	10,955	423,029	138,120	284,908

出典：USDA Forest Service (2009) Forest Resources of the United States, 2007

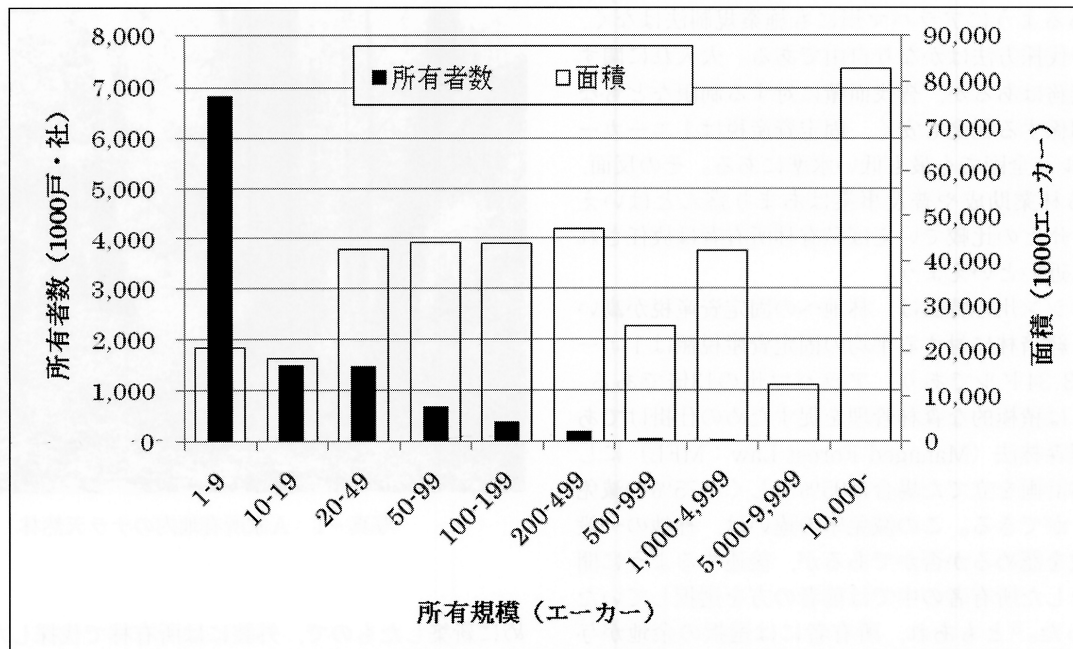


図-2 アメリカにおける所有規模別の私有林所有者数とその面積
出典：USDA Forest Service (2009) Forest Resources of the United States, 2007

3 調査対象3州における私有林所有の特徴

本研究では、地域的な特徴を把握するため、太平洋岸・南部・北部からそれぞれ1州を選んで聞き取り調査を行った。

太平洋岸からは有数の林業地帯であるとともに厳しい施業規制で知られるオレゴン州、南部からは私有林を規制する法律が無く林地に対する固定資産税率が低いなど南部の特徴を色濃く有するアラバマ州、北部からはやはりその特徴である富裕なホワイトカラー層による森林所有が比較的多いウィスコンシン州を選んだ。なお、ロッキー山脈地域は上記の3地域と比べると木材生産量がかなり小さく私有林の面積も少ないので、調査対象とはしなかった。

これら3州における私有林の所有者数と面積を表-2に示した。オレゴン州については、全森林に占める私有林の割合は16.8%であり、全国平均と比べてもかなり低いことがわかる。私有林所有者数は約15万戸・社で、その面積は約1,100万エーカーとなっているが、このうち企業有林が半数を超えているというのも太平洋岸地域の大きな特徴である。

アラバマ州の私有林率は65.9%で、南部全体の平均86.6%よりは低い。しかし、私有林面積のうち非企業私有林の占める割合は70%を上回っており、所有者数も40万人を超えている。私有林所有者の大多数が非企業であると考えられるので、約460万人の州人口の9%近い人が森林を所有していることがわかる。ここでは、森林の所有は人々にとってそれほど特殊なことではないといえる。

ウィスコンシン州における私有林率は68.3%で、私有林面積の87.0%が非企業私有林である。所有者数は約36万人で、1,100万エーカーを超える面積の森林が私有林となっている。ここでも、州人口約560万人の6%程度が森林所有者であることがわかる。

私有林への法的規制や税金について比較しておこう。オレゴン州は森林管理における施業規制が早くから整備され現在でも最も厳しい州の1つである。ただし、規制が厳しいと同時に補助金や優遇税制などの政策も充実しており、結果として私有林管理のレベルは高い。私有林における森林管理計画の作成率も20%を超えており、全国平均の5%と比べると非常に先駆的であることがわかる。

これとは対照的なのがアラバマ州である。南部の多くの

表-2 オレゴン・アラバマ・ウィスコンシン3州における私有林所有者数と面積

州	所有者数 (1000戸・社)	私有林面積計 (1000エーカー)	企業有林 (1000エーカー)	非企業私有 (1000エーカー)	私有林率 (%)
オレゴン	149	11,059	5,995	5,063	16.8
アラバマ	412	21,264	6,311	14,953	65.9
ウィスコンシン	362	11,117	1,443	9,674	68.3

出典：USDA Forest Service (2009) Forest Resources of the United States, 2007

州がそうであるようにアラバマ州にも施業規制法はなく、森林の管理や伐採方法はかなり自由である。火入れに関する届け出の義務はあるが、皆伐面積に対する制限などもない。森林に関係する税金も安く、固定資産税は1エーカー当たり2.5ドルと全国でも最も低い水準にある。その反面、州政府による林業助成や普及事業はあまり盛んとはいえ、オレゴン州との比較でいえば私有林所有者は放任されている状態に近いといえよう。

ウィスコンシン州の特徴は、林地への固定資産税が高いことである。経済林に対する平均の固定資産税額は1エーカー当たり33.34ドルであり、アラバマ州の13倍である。ただし、これは積極的な森林管理を促すための仕掛けであり、州の管理森林法（Managed Forest Law：MFL）にしたがって森林計画を立てた場合は95%もしくは75%の減免を受けることができる。この減免率の違いは、林地の一般市民への開放を認めるか否かであるが、後述するように聞き取り調査をした所有者の中では前者の方を選択していた人はいなかった。⁵ともあれ、所有者には選択の余地が与えられているものの、ウィスコンシン州では私有林管理への公的規制は強いといえることができる。

このように、本研究で取り上げた3つの州はそれぞれにかなり際だった地域の特徴を有している。それゆえ、これらの地域における複数の事例を検討することは、アメリカ全体の家族の森林の実像に接近するうえで有効な方法であると考えられる。なお、聞き取り調査の対象となる森林所有者の方々は、調査拠点としてお世話になったオレゴン州立大学（オレゴン州）、オーバーン大学（アラバマ州）、ウィスコンシン大学（ウィスコンシン州）の先生方ならびにご協力をあおいだ各州のエクステンションサービスに紹介していただいた（本文末尾の謝辞参照）。できるだけ多様なタイプの所有者とお会いしたいという希望は伝えたが、偏りが懸念されたため、許された調査期間内において可能な限り多くの森林所有者の話が伺えるように努めた。

4 家族の森林の事例分析

この節では、聞き取り調査を行った15家族の事例を紹介する。州別の事例数は、オレゴン州が1例、アラバマ州が8例、そしてウィスコンシン州が6例である。なお、本論文では聞き取った内容を忠実に記述することを優先しており、必ずしも事実関係のすべてについて第三者もしくは文献等で確認をしたわけではない。

4-1 A家（オレゴン州・ベントン郡）

A氏は現在69歳で、年金生活者である。北西部ワシントン州のタコマ市出身で、オレゴン州立大学で森林学を学んだ。卒業後、農務省森林局のフォレスターとしてアラスカ州で1～2年過ごし、再びオレゴン州立大学に戻って修士号を取得した。ウェアハウザー社の森林管理部門に7年間勤めた後、独立して素材生産業を約10年間営んだ。さらにその後オレゴン州政府林業局の林業規制担当のフォレスターとして、私有林の検査や取り締まりの仕事に就いた。10年前に退職し、5年前に現在の家を建てて引っ越した。この家は、購入した森林内の丘の上に夫婦2人で暮らすた



写真-1 A家所有地内のナラ天然林

めに新築したもので、外装には所有林で伐採したダグラスファーの板材を使っている。

奥さんとは44年前のハロウィーンの日、付き合っただけで3週間で結婚した。当時彼は25歳で、奥さんは19歳だった。二人には娘が一人いて既に他出している。奥さんはオレゴン州の出身で、父親や男兄弟の多くは素材生産業者であった。ダグラスファーの巨木の横に居並ぶ勇壮な男達の古い白黒写真が壁にかかっていたが、これは奥さんのご親族であった。

A氏が所有している森林は約160エーカーで、居宅周辺の40エーカーは2001年に購入したばかり。基本的にはダグラスファーの生産林が中心であるが、住宅のすぐ上には100年を超える立派なナラの林分があり、そこを保存するために下層から大きくなっていくダグラスファーを間伐する作業を繰り返している。森林の多様性を保持したいというのが理由であるが、例えばここに住むリスはダグラスファーの高いところに営巣するが、食べるのはナラのドングリなので、両方の樹種を必要としている。針葉樹ばかりにしない施業をすることで、そうした環境を提供することができるのだ。ナラでは葉が落ちる冬には上空から猛禽類に見つかりやすくなるので、リスにとっては常緑で葉が密に生い茂るダグラスファーに巣を作った方が安全なのだというを経験的に知った。歩道にはシカの足跡がいくつも残っており、また巨大なナメクジがキノコを食べているなど、自然豊かな森林の風情が保たれている。

居宅周辺の他、車で30分ほど離れたところに115エーカーの森林がある。そこを購入したのは15年ほど前で、それ以前に持っていた小さな森林を処分して買い換えたものである。115エーカーの森林のうち60エーカーはナラやカエデとダグラスファーの混交林で、生物多様性や社会的な意味を考えて積極的に広葉樹を残すようにしている。ウェアハウザー社に勤務していた頃の自分であれば、間違いなく広葉樹の混在する森林などは皆伐してダグラスファーの一斉林に仕立てていただろうが、今ではずいぶん考えが変わった。

森林を購入して育成するということは、投資という意味合いが強い。お金を銀行に預けるよりも森林を所有する方

がずっと賢明な投資である。専門知識もあるので、自分ではいろいろな形の森林育成を手がけているが、それは同時にレクリエーション活動であり日々の喜びでもある。しかし、木材販売から得られる収入は些少であり、家計の主たる収入源は年金である。さらに妻が引き継いだ遺産も多少あるので、生活に困るようなことはない。

居宅は見晴らしの良い斜面に立地しているが、その周辺には天然の草地が小面積ではあるが広がっている。見下ろす風景はドイツ南部のシュバルツバルトを思わせる落ち着いた田園風景で、小高い丘には緑の針葉樹を基調として赤や黄色に紅葉した広葉樹のまだら模様が広がり、眼下に広がるメアリーズ川の氾濫原には牧草地やワイン畑が調和良くちりばめられている。丘の斜面にある天然の草地には外来種の雑草が生えてきており、毎年春に草刈りをしなければならない。しかし、そうすることによって本来の草原が保たれ、自分達の好きな蝶がたくさん棲める。また、数は多くはないが家の軒先にはハチドリもやってくる。

A氏の森林管理は集約林業で、施肥を施し、枝打ちを行い、間伐を繰り返す。肥料は窒素・硫黄・尿素などを混ぜたものであるが、以前なら1トン当たり300ドルだったものが最近では600ドルに値上がりした。天然ガスから作っている化学肥料なので、環境にはあまり良くないと思っているが代わりのものがすぐに見つかるわけでもないのを使い続けている。施肥の量はエーカー当たり400ポンドで、これを5年に1回手作業で20年生までは続ける。このやり方で育成中の40エーカーの植林地では、14年生のダグラスファーが胸高直径8インチにまで成長している。

枝打ちはスイス製の機械を使っており、32フィートの高さまで登りながらチェーンソーで枝を切る機械である。間伐方法としては、劣勢木を選んで伐り保残木を成長させるというものが中心であるが、もちろん間伐した木は販売している。

伐採作業は基本的に自分一人で行う。よほど大きな木や難しい場所のときにのみ素材生産業者に依頼している。丸太で販売するときには造材が非常に重要で、それゆえにこれまでの知識を生かしてよく考えながら造材している。例えば、計量時に末口のみ断面積から長さをかけて材積を算出するところへ出荷する場合、丸太を長く取れば取るほど材積で損をするので、そういう場合はあまり長い材にはしない。

販売先は自分で近隣の製材工場やチップ工場に電話をかけ、時価相場で最も高く買い取ってくれるところを選ぶ。運送は専門業者に頼むので、距離に応じて違ってくる工場までの輸送費用を考慮した上でどこに売るかを決定しなければならない。彼のように、専門知識もあって製材工場にも顔が利く森林所有者であれば、売り先を選ぶのは容易であろうが、もっと小面積しか持っていない普通の家族経営林の場合にはどうするのかと尋ねたところ、近所にいてよく事情に通じている彼のような人に教えてもらいながら売り先を決めるということであった。後述するように、彼はオレゴン小規模森林協会（Oregon Small Woodlands Association：OSWA）の会長をしているのであるが、この協会などはそういう情報を提供する機関としても機能しているようだ。

伐採にかかる費用は1エーカー当たり300ドルで、植栽費用もこれと同じ300ドルだ。ただしこれは人を雇った場合で、自分でやれば苗木代だけですむ。植林苗は近隣（ユージーン市）の業者から購入しており、プラグ苗が1本45セントである。これを9フィート間隔でエーカー当たり400本植え付ける。植栽作業を請負に出すと1本当たり30セント取られるので、 $(45+30) \times 400 = 30,000$ となり、造林費は1エーカーあたり300ドルという計算になる。なお、最近の苗は遺伝的に改良をしたものも多いようで、A氏はジョージア・パシフィック社から遺伝的改良をした種を手し、これを養樹園（nursery）に預けて苗木を育ててもらったものを使っている。通常、そうした種は採種園（seed orchard）で採取される。オレゴン州の森林施業法（Forest Practices Act:FPA）では、皆伐後2年後までに1エーカー当たり200～220本の植え付けが義務付けられており、それらの幼樹が5年間には4フィートの高さに成長していることが要求される更新条件となっている。

森林の所有と木材販売に関する税金には何種類がある。固定資産税（property tax）は林地の面積に応じて毎年かかるもので、約160エーカーを保有するA氏の場合、2007年の固定資産税は371.5ドルであった。これは1エーカー当たり換算すると約2.3ドルと極めて低い税金額であるが、伐採を奨励せず森林を育成することを目的としているためこのように低い税金額になっている。なお、州政府から通知される税金の明細書には、固定資産税の使途の内訳が詳細に書かれており、彼の支払った371.5ドルのうち、例えば110ドルは学校関係、207ドルは森林火災対策費に使われるなどということが明記されている。

分離税（severance tax）と伐採税（harvest tax）は伐採した立木材積に対してかかる税金で、2007年度の場合、前者が1,000ボードフィート当たり4.23ドル、後者が1,000ボードフィート当たり2.61ドルであった。これは所得税とは関係なく、立木を伐採したときに支払わねばならない特別な税金である。これらの税金の意味は、高額な固定資産税を毎年恒常的に徴収するのではなく、伐採して収入があったときに形を変えて徴収するということのようなのである。所得税（income tax）に関しては、木材伐採収入も他の収入源からの収入と合算してその年の合計年収に応じて支払うことになっている。これには連邦税と州税の両方がある。A氏の場合であれば税率は20%程度である。

FPAによる規制は年々厳しくなる傾向にある。それは、溪畔林や高速道路沿いの森林の伐採を嫌い広葉樹の森を好むといった一般の人々の意見が政策に取り入れられるからであるとA氏は解釈している。それは仕方がないのだが、森林所有者にとってはいちいちコストがかかる問題である。ただ、最近では州政府の財政不足に伴って人員も減らされており、法の厳格な施行を執り行うことができなくなっている。それゆえ、法規制を緩めることによって実態に合わそうとする動きも見られる。例えば、溪畔林の伐採規制違反は1,000ドルの罰金であるが、実際に罰金が支払われることはほとんど聞いたことがない。ただし、溪畔林には全く手を付けられないということではなく、一定の間伐は許されているのだが、一般の所有者はそうした細かな規定までは理解していない（図-3参照）。もちろんA氏は法

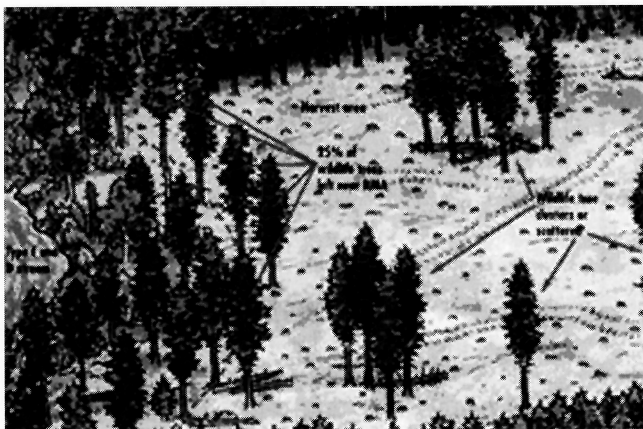


図-3 オレゴン州森林施業法における溪畔林での野生生物保護への対応に関する解説のイラスト

注：ここでは、溪畔林における伐採に際して、水域から一定距離のゾーンについては保残木に関する制限がかかること、さらに伐採区域全般にわたり野生生物の生息のための成熟木・立枯木・倒木等を集団的に残す必要があることなどが示されている。

出典：Oregon Forest Resources Institute (2002) Oregon's Forest Protection Laws: An Illustrated Manual.

律にも精通しており、規則をしっかりと守って施業をしている。

A氏によれば、小規模な個人有林はかつて「非産業私有林 (Non-Industrial Private Forest: NIPF)」と呼ばれていたが、今では「家族の森林 (family woodland)」と呼ばれることが多いとのことである。⁶これは、森林所有者と一般の人々との距離を縮める意味で重要である。家族の森林という呼び方が連想させる森林所有形態は親しみやすく、また実際に多くの小規模所有者は家族で楽しみながら森林を育てているのである。A氏も、広葉樹を残すなど社会の意見にも耳を傾ける姿勢を持っているので、この呼び方を好んで使っているわけである。

森林所有者への知識や情報の提供を行うのは州林業局のサービスフォレスターであるが、財政難によってこうした人員も削減される傾向にあるのはあまり好ましい状況ではない。オレゴン州立大学のエクステンション（農林業の現場で普及や教育を行う部署）も技術支援などを行っているが、講義や講習が中心で家族の森の現場にまで来て話してくれることはないので利用価値が低い。

A 夫妻は2006年に2つの表彰を受けた。1つは American Tree Farm System の Oregon Tree Farmer of the Year である。もう1つは The Wildlife Society の The Private Owner Stewardship Award である。前者は意欲的で優良な森林経営の表彰であるが、後者は野生生物などに良く配慮した森林管理をしていることを評価されたもので、彼らとしては後者の方がより値打ちがあると考えている。

また、A氏は2008年の7月から OSWA の会長をしている。この協会は小規模森林所有者同士の情報交換や親睦の場で、森林組合のように事業を行ったり木材の共同販売を手がけたりするものではない。オレゴン州内ではポートランド周辺に小規模森林所有者の組合が1つあって共同で木材販売をしているが、こうした協同組合の動きはなかなか

広がらない。小規模な売り手は常に弱い立場なので買い手に対してプライステーカーであり安い値段を受け入れざるを得ないのだから、こうした組合の役割は大きいのであるが、アメリカ人は自主独立を好むのであまり皆と一緒に共同歩調でやるという行動様式を好まないことが組合が広がらない原因だろうと思われる。

所有森林の将来に関してA氏は、今ある森林を売るつもりはなく、むしろ増やしたいと思っている。彼の娘も森林が好きなので遺産として残してやりたいという。ただ、彼の知る範囲で他の多くの事例を見ると、家族の森林を次世代に引き継ぐのはそう簡単なことではないようだ。それは、森林に対する思いやモチベーションを引き継ぐことが困難だからである。親の世代と同じ思いで森林をしっかりと面倒見てくれることは、残念ながら一般的にはあまり期待出来ないことのようなのである。

4-2 B家（アラバマ州・オーバーン市）

Bさんは30歳代半ばで、オーバーン大学で野生生物学の修士課程を出たあと引き続き実験助手として大学に勤務している。ご主人は大学で電気工学を学んで計測機器メーカー（Neptune社）に勤務している。夫妻の間には7歳の男の子が一人いる。Bさんは1997年、結婚する前に自分で26エーカーの土地を購入した。そこは森林に覆われた土地であったが、宅地として登録されていたため税金は林地よりもずっと高かった。細長い区画で、間口600フィート奥行1,950フィートである。間口は道路に面しており、その反対側は川に面している。毎年のように川は氾濫し、土地の一部は浸水するので、川に近い部分は水辺の植生（スウィートガムなどの広葉樹が主体）となっている。その他の部分は天然性のマツが多い。

このあたりの地域はその昔クリーク・インディアンが住んでいた土地で、川からは矢尻や石器などが出てくる。その後、綿花栽培の大邸宅の領地となり、今は森林となっているこの場所も段々畑になっていて、その痕跡が残っている。オーバーンの中心街から車で20～25分の距離で、リー郡の端の方に位置する。Bさん一家は昨年までそこに居住していたが、子供が小学校に上がる年齢になってしかたなく町にアパートを借りて引っ越した。その地域の公立小学校は全然だめで、それに比べてオーバーン市内の学校環境は非常に良いという。私立学校に通わず手もあったが、同じぐらいのお金をかけるのであれば一家でオーバーンに引っ越した方が良いだろうという判断で転居を決めたのであった。

土地購入後、Bさんは森林を伐採して売ろうと考えた。大学の森林エクステンションでパンフレットをもらい、その情報をもとに林業コンサルタントに相談した。コンサルタントの料金は、はじめに見に来てくれるのは無料で、木材販売の契約などを進めることになれば一定の手数料を支払うというシステムである。一人目のコンサルタントは、ここで木を伐つてもいくらにもならない（面積が小さく工場への距離も遠い）から、この自然林をそのまま残して住んだ方が良いと言った。二人目は、26エーカー全部を皆伐すれば儲けられるので、その後は自分の好きな木を植えていけば良いと言った。でも、全部を伐ることに抵抗があっ

たし、できるだけ林地に負荷を与えない施業をして欲しいと思っていたので、結局伐採はしなかった。そこで、夫妻で協力し合ってもともとそこにあった小さな家の大改装をした。また、州林業局のフォレストラーからは防火帯の設置を勧められているが、お金がかかるのでまだしていない。縦長の土地の片側は小さなクリークが川に流れ込むように走っていて境界線になっているので、もう片側だけにフェンスを作って境界線を明確にしている。

ハンティングのシーズンには、周辺の森林から逃げ込んできたシカがよく自分の森に潜んでいる。周辺の森林はハンティング用にリースされているのだが、シカ達はここが安全な場所だということを知っているらしい。週末に自分たちが家に入ろうとすると慌てて川の方に逃げ出すシカがおり、それを見て彼女の息子は喜ぶ。固定資産税は年間約500ドルだったが、これは居住している場合で、居住しなくなったら2倍に跳ね上がって今年は1,100ドル近く払うことになった。

現在は週末に出かけるだけで、森林の管理や手入れは特に行っていない。将来的には、この森を売ることもあり得る。今は土地の値段が安くなっており、また株式市場の混乱や大統領の交代などもあり、しばらくは様子を見るしかない。売る場合でも、将来的にはまた別の場所に森林は欲しいし、そこに住むようにしたい。ただ、子供が小さいうちは無理だとあきらめている。この森林を手放さない場合は、マツ林の一部にブルーベリーを植えてそれを自家消費に加えて販売もできるぐらい育ててみたいという小さな夢がある。

土地の前の道路を大きな丸太を積んだトラックがよく走っていくので、ついでにちょっと伐って持って行って欲しいという話をしたことがあったが、パインビートルが出たらすぐに伐ってやるといわれた。害虫に繁殖されたら一大事なので、企業は周辺の私有林におけるそうした被害にはかなり敏感なのだ。ただ、それでも採算の合う話ではない。やはり、最低でも100エーカーぐらいの広さでないと大きな伐採機械を入れて伐採するコストは出ないらしい。

Bさんの両親も36エーカーの森林を購入してそこに住んでいるが、それは総て彼女の兄に相続させることになっている。彼女自身はその土地に住んだわけではないので、子供時代の体験から森林に囲まれた家に住みたいと考えているわけではない。でも、森林が好きなので街中ではなくて森に囲まれた広々とした土地で生活することに憧れがある。それゆえ、現在の森林を所有する目的は審美(aesthetic)であるといえる。自分なりに自然林を残すところ、木材を育てるところ、住宅周辺のオープンなスペース、などとゾーニングをして楽しみたいと考えている。

4-3 C家(アラバマ州・リー郡)

C氏は64歳で、大学教授である。専門は造林学で、除草剤などの研究をしている。家族は妻と息子と娘で、子供達は既に成人している。30年前に100エーカーの森林を購入し、すぐに皆伐して再造林をした。今その森は27年生でそろそろ伐期に達している。購入時にはロブローリーパインを主体とする混交林であったが、それは放置された綿花畑に自然に復元した植生だった。C氏によれば、この地域では

数年もあれば放置された農地は森林に戻るそうである。ロブローリーパインというのは造林樹種として人間が外から持ち込んだ樹種で、もともとこの土地ではロングリーフパインが自生していた。しかし、ロングリーフパインは造林が難しく、種もあまり作らないので今では極端に減ってしまった。痩せた土地にも良く育つ樹種であり、通直で電柱など高価な用途にもよく使えるので、現在ではロングリーフパインの森林を増やそうとする動きが活発化しているという。

さらにロングリーフパインの森は明るくて下層植生も多様なので、花・蝶・野鳥・シチメンチョウ・シカなど野生動植物も豊富である。また、ロングリーフパインの長い葉は道路沿いの景観用に敷き詰めると綺麗なもので、そうした用途として売ればエーカー当たり50~200ドルの収入になるという。C氏はこれまでに2回(12年生時と22年生時)収入間伐を行っている。いずれも伐採業者と契約して伐り出してもらった。また、所有林のうち13エーカーについては既にロングリーフパインに植え替えた。

C氏は5年前に40エーカーの土地を買い足した。その森林も農廢地にロブローリーパインが自生した森林で、皆伐してロングリーフパインに植え替えたという。植林苗は苗を生産している業者から購入した。ロングリーフパインの苗木は茎が出ずにいきなり葉が生えてくるという特徴があり、芽の部分に土がかぶると死んでしまうのでこれまで植林が非常に困難であった。しかし改良が進み、近年ポット入りにして少し地面から持ち上げる形で植えるという技術が出来たことから造林が進むようになった。苗木代は、1,000株で160~200ドルで、1本当たり16~20セントである。これに対してロブローリーパインのベアルート(ポットではなく裸の根)の苗木は1本当たり4~5セントで手に入る。だから多くの小規模所有者は安いロブローリーパインを選ぶ。造林の費用は、まず地拵え(薬剤散布)に100ドル、その後の火入れに20ドルかかり、植栽の費用は45ドルである(いずれも1エーカー当たり)。植栽本数は350~750本と極めて少ない。薬剤散布は普通ヘリコプターを使う。トラックでヘリを現地まで運び、数十ガロンの薬剤を満載して飛び立ち、GISを使って正確に自分の土地にだけ撒くこ

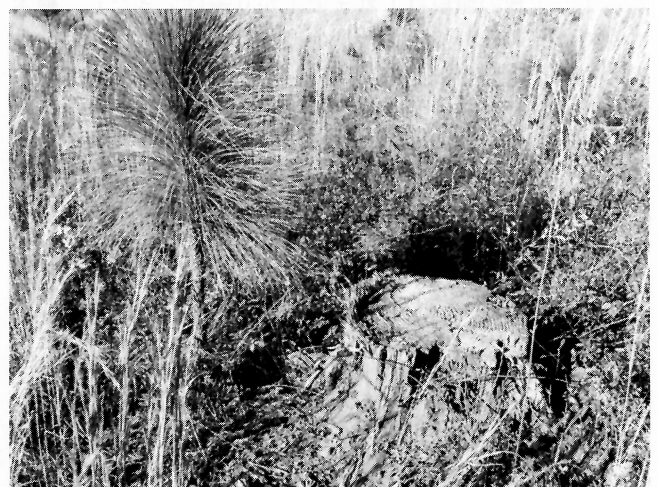


写真-2 ロブローリーパインの伐根とその後植栽されたロングリーフパインの稚樹

とができる。しかし、そうしないと、隣の土地に薬を撒いでしまうので、もし被害が出たら訴えられるのである。

アラバマ州では、皆伐面積に対する法的規制はない。火入れに関しても、州の森林局に電話で申請すれば大抵の場合には問題なく行える。例えば200エーカーの伐採跡地に火を付けても全く問題にならない。大きな企業では景観や土地浸食などを考慮して自主的に皆伐面積の上限を100エーカーあるいは200エーカーとしているところもあるとのことだが、州法にはそうした制限はない。州では最適管理施策（Best Management Practices：BMP）を定めており、これが森林管理の手本となっているが規制ではない。⁷川に土を流して汚さないようにすることぐらいに気をつけていれば、他にはほとんど心配するようなことはない。

木材の販売は、通常新聞などに広告を出して入札（sealed bid）を行う。そうすると結構良い値段で売れる。ただし、一定の面積は必要である。多くの小規模な所有者は林業に関する知識がないので、素材生産業者の言い値で売ってしまうが、そうした例ではかなり買い叩かれることも少なくない。ただ、そうした個人の素材生産業者は減ってきている。さらに、植林を依頼できる造林業者も減ってきている。素材生産業者はアメリカ人だが、造林業者の働き手はほとんどが中南米からの移民である。

パイン材は、12～16インチの直材で電柱もしくは港の桟橋などに使われるポール用が一番高く売れる。価格は材積ではなく重量で決められる。2008年10月時点でのおよその金額は、パルプやチップソー（ボード加工用）は1トン当たり18ドル、製材用は36ドル、ポール用は60ドルぐらいである。ポール用だと1本で100ドルになるが、パルプ用の小径木だと1本3ドル程度というところである。

公的支援は、造林に対してのみ行われている。ロングリーフの場合は州と国のコストシェアプログラムによって造林経費の半額が補助される。これは収入になるので税金がかかるが、返す必要はない。

税金は安い。林地にかかる税金は1エーカー当たり年間で2.5ドルであり、C氏によればおそらくアメリカ中でアラバマ州が一番安いであろうという。隣のジョージア州では15～20ドルはする。立木伐採時にかかる分離税はいくらかわからない。森林を所有していてもコストはそれほどかわからず、土地の値段はこれまで上がり続けてきたし、樹木も育てば売れるので、林地の所有にはメリットが多い。彼の100エーカーの林地も30年前は1エーカー当たり400ドルだったが、今なら3,000ドルは下らないだろう。

C氏の森林は自宅から15マイルほど離れたところにあり、彼は月に2回ぐらいは一人で散歩に出かける。森林の状態をチェックする意味もあるが、仕事から離れて一人になれる場所としての意味が非常に大きい。手入れは特に何もしていない。放っておいても樹木は育ってくれる。息子とはよく一緒に行くが、妻と娘はあまり森林には関心がないようだ。チェーンソーを持って薪を採りに行ったりもする。昔一時期ハンティングクラブにリースしたことがあったが、他人が出入りするのが嫌なのでやめてしまった。また、リースをすれば11月から2月までの3ヶ月間は自分の森林でも危なくて自由に歩き回れないので、それも困る。リースの値段は1エーカー当たり5～10ドルである。境界

をはっきりさせて不法侵入を防ぐために、徐々に隣地との境界にフェンスを築く作業が続けている。

当初は木材生産が森林所有の目的であったのであるが、今ではくつろげる空間としての価値や、自分だけの土地にいつでも行って時間を過ごせるという喜びこそがこの森林を所有する意味なのだと考えている。レクリエーションの場であり、動物に出会ったり、写真を撮ったり、窮屈な都会の生活から逃げ込む場所としての価値が大きい。彼の知人には、家族の森林にしょっちゅうモビルホームを持ち込んで電気や水道のフックアップをして優雅なキャンプ生活を楽しむ人もいる。「多くの森林所有者は、そうした何らかの楽しみのために森林を所有しているのだと思う」というのがC氏の意見である。

将来はこの森林を息子に相続させたいと考えている。売することは全く考えていないし、さらに買い足すつもりも今のところはない。

4-4 D家（アラバマ州・クーサ郡ハノーバー）

D氏は49歳で妻と2人で125エーカーの林地に暮らしている。18歳で結婚して既に30年がたち、2人の息子はいずれもオーバーン大学を卒業して独立している。兄の方は林学を専攻し、連邦政府のBLMに勤めてワイオミング州に赴任している。既に1人子供がおり、2人目ももうすぐだという。弟は野生生物学を専攻し、オーバーン市内で働いている。D氏はコミュニティカレッジで林学を学んだ後に州の林業委員会に就職し、フォレスターとして私有林の検査を担当したり森林消防隊に在籍したりした。まだ49歳と若い、2～3年前に仕事を引退し、今は森林の手入れなどをしながらのんびりと暮らしている。しかし、彼の妻はまだ勤めに出ている。

所有する125エーカーの林地の内訳は、60エーカーがマツ、50エーカーがナラ・スウィートガム・ハンノキなどの広葉樹林、15エーカーが草地である。彼は現在住んでいる場所のすぐ近くで育ったが、両親が農業をやめて土地家屋を売って町に引っ越したので、この林地は相続ではなく25年前に自分で購入したという。広葉樹林だったところは古くからの天然林なのでそのまま残し、マツ林は皆伐してロ



写真-3 D家の住宅裏に広がるオープンスペースとマツ林

ブローリーパインの再造林をしている。ここでも、元のマツ林はかつての綿花畑の放棄地に自生したものだった。現在のマツ林は平均で24年生になっており、6フィート×10フィートの間隔でエーカー当たり720本植栽し、16年生時と20年生時に収入間伐を行った。また、3年ごとに林床に火入れをして下草を取り除いている。

2005年にはそのうちの7エーカーにロングリーフパインを植えた。12×12フィート間隔で、1エーカー当たりすれば300本である。苗木の値段はロングリーフパインの方がロブローリーパインよりも3～4倍高い。それは、後者はベアルートで十分生育するのにに対して前者はコンテナでないと育ちにくいからという理由で、以前はコンテナという方法がなかったのでロングリーフパインを植える人はほとんどいなかった。今では州政府がコストシェアプログラムでロングリーフパインの植栽にインセンティブを与えるようにしているため、ロングリーフパイン林が増えつつある。こちらの方が病気にも強く完満通直で質の高い木材が獲れるので、州政府は奨励しているのである。ロブローリーパインに比べて最初の生育は遅いが、やがては追いつくので輪伐期としてはあまり変わらない。

苗木は業者から買う。彼らは精英樹の先端をライフルで撃ち落としてそれを挿し木で育てて母樹にしている。そして母樹から採れた種を植えてその中から形質の良いものを選んで挿し木をするという方法で3代か4代繰り返して良い種を実らせる採種園を作って種を生産している。

木材生産は目的の1つだが、そこからの収入は何年かに一度でしかも大した額にはならない。だからD氏にとっての森林を所有する目的は、そこに住んでいるということに加えてレクリエーション（ハンティング）が中心になるだろうとのことだ。主な獲物はシカとシチメンチョウである。林地内にあるオープンスペースにはシカの餌となるトウモロコシなどを植えており、化学肥料を撒いたりもしている。しかし、つい最近、隣の林地が大きく皆伐されたので、そちらにシカの餌場がたくさん出来たために彼の土地にはあまりシカが来なくなっている。また、所有地内にはビーバーの池があり、ビーバーが棲み着いている。彼らは小川沿いの広葉樹を削って倒して流れを堰き止めダムを造っている。

間伐や皆伐をするときは、地元の素材生産業者に立木で販売する。彼らは伐採業者であると同時に木材の仲介業者でもあり、どこへどう売っているのかは森林所有者にはわからない。針葉樹は近くの製材工場かチップ工場だろうが、広葉樹は本当に見当がつかない。契約はトン当たりいくらかという取り決めをしておいて、工場着で計量して合計金額を出すという方式が一般的である。大手の製材工場からの森林造成に関するアシスタントプログラムはいくつか存在するが、彼は参加していないのでそういう取引関係はない。販売するときに林業コンサルタントに頼めば手数料を取られるので自分でやっている。でも、多くの小規模所有者は林業コンサルタントに頼んでいるようだ。コンサルタントは伐採予定林のクルージングをしてマーキングをしてペーパーワークをしてくれるので、所有者にとっては大変便利である。

今は木材価格が安くてチップ材だと1トンで6ドルにし

かならない。伐期はこの土地だと35年ぐらいなので、それまでにもう一回間伐をするかもしれない。日常的な手入れは総て自分で行っているが、息子も手伝ってくれる。州のエクステンションは、いろいろな情報をくれたり教育をしてくれたりする。州の法律では伐採面積の上限や火入れに対する制限などは一切ない。

造林に対しては州からの補助を受けたが、このコストシェアプログラムの申請方法は簡単である。造林終了後に植栽にかかった費用総ての領収書を申請書と一緒に州の林業委員会へ提出するだけである。植栽だけでなく地拵えから除草剤や火入れにかかった費用も含めて申請することができる。申請が受理されると、州の係官が実地検分に来る。植栽状態に問題がなければ、費用の50～60%が戻ってくる。

火入れは州に申請をして許可をもらう必要があるが、許可が下りないことはまずない。許可なく火を放てば、すぐに州の役人が火事だと思ってやってくるので注意される。1回目は許されるとして、2回目からは罰金になるだろう。州では火事の危険性のある日は毎日飛行機を飛ばして見張っているの、煙が上がればすぐにわかる。ただ、煙が高速道路に流れて事故でも起これば責任を問われるので、森林所有者も自分のために十分気をつけないと困ることになる。

彼の森林はTreasure Forestに認定されている。これは、多目的で持続可能な管理をしていることを州の専門家委員会に認められた証拠で、とても名誉なことである。このほかに、Stewardship Forestというものや、Alabama Forestland Association, American Tree Farm Systemなどもあるが、それらの制度にはあまり関心がない。

D氏は、将来的にも今の所有林を手放すつもりはなく、子供たちに相続させたいと考えている。これ以上所有林を増やすつもりはない。広葉樹林はそのまま残し、針葉樹林では木材生産を続けるだろう。ただし、ロブローリーパインをロングリーフパインに変えていく必要があると考えている。

4-5 E家（アラバマ州・チェンバース郡）

E氏は現在70歳代前半で、1999年に大手木材会社を退職した。所有している森林は生まれ育った土地を親から相続したもので、50エーカーの牧草地と合わせて合計240エーカーの広さがある。祖父の代には綿花畑であったが、父親が酪農に切り替えた。その後1980年に父親が75歳でリタイアしてからは牧草地をロッジポールパインの林に変えた。

綿花栽培をしていた頃は、農耕用にラバを飼っており、その餌として（人も食べるが）トウモロコシを作っていた。また、牛乳をとるための乳牛も飼っていたが、それはもっぱら自家消費用だった。E氏がまだ子供だった頃には、極めて自給自足的な生活を送っていた。また、ナラやヒッコリーの広葉樹林も少しはあった。それは、暖房用の薪を取るためであったが、料理用のキッチンストーブにはマツの薪を使っていた。火がつきやすく火力が強いからである。1965年に植えたマツの林も少しあったが、これは息子が退職した頃に収入の足しになればということで親が植えてくれたものだった。このロブローリーパイン林は2006年に皆伐

して同じ樹種で更新をしている。

E氏は1959年にオーバーン大学（森林管理学）を卒業し、アラバマ州内で木材会社に就職した。その後、製紙会社2社を経てBoise Cascade社で定年を迎えた。会社では原木調達や製材工場の管理職などを歴任した。その後の数年間は、オーバーン大学で特任教授として企業経験を大学院生や社会人に教えるという境遇を得た。

彼の所有地はオーバーン市から30マイルほど北に行った場所にあるが、今は市内に住んでおり週に2～3回のペースで森林を見回りに行っている。林道の管理、火入れ、除草剤散布などを自分で行っている。外来種の雑草除去をしておかないとすぐにはびこってしまう。昔は自分でもハンティングをしたが、今ではもっぱら孫たちがしている。干し草用の畑は近所の農家に貸しているのだが、収入だけではなくその方が土地管理上も安心なのだ。

2004年にはTree Farmに申請した。これはAmerican Forest Foundationがやっている森林管理認証制度の一種である。適正な森林管理をしていると認証されることで、将来的に認証材として少しでも高価に買い取ってもらえれば有り難いと思っている。現状では価格差はないようだが、近年パルプ会社は森林認証に注目するようになってきているようだ。

木材の販売方法は、知っている素材生産業者に手紙で販売の広告を出し、オファーを受けてどこに売るかを決める。これは、彼の会社勤めでの人脈があるからできることで、一般の森林所有者は林業コンサルタントに販売を頼む場合が多い。コンサルタントは、入札をして売り先を決めてくれる。手数料は販売価格の5～8%である。小規模な林地やパルプ材の場合は、販売額が小さいので手数料は10%ぐらいになる。間伐の場合は、選木とマーキング、さらに現場作業時の指導などもしてくれるので、何も知識のない所有者でも安心してやってもらえる。将来的に自分で出来なくなれば、彼もコンサルタントに頼むようになるだろうと思っている。

1980年に植えたマツ林はこれまでに2回間伐をしており、現在28年生なのでそろそろ最終伐をしても良い時期に来ている。35年生ぐらいを目処に考えてはいるが、市況を見て判断する。今は材価が安いので伐り時ではない。企業なら利益の最大化を図るが、個人有林はそうではなく楽しみが優先する。E氏の場合、森林の手入れは趣味であり、家族が集まったのレクリエーションの場である。E家では年に4回程度ここに集まって楽しむ。だから古い家は誰も住んでいないがそのまま残してある。さらに、彼にとっては生まれ育った場所であるから、この土地に思い入れがあるので手放したりはできない。子供は2人だが、彼らには林地を分割せず共同管理して欲しいと言ってある。だが、孫の代になればどうなるかはわからない。孫は現在5人いる。

このあたりでは、代々暮らしてきた土地は子供に相続して手放さない家族が多い。彼の妻の家族も森林を85エーカー持っているが、今では兄弟のひとりが亡くなり、その相続分は2人の甥の所有になっているので、現在は妻・兄（もしくは弟）・甥2人の4人の名義となっている。将来はもっと名義が増えていくので、まとまったまま管理され続

けることは困難といわざるを得ない。悲しいことだが、売り払ってお金にして分配するということになってしまうだろう。彼の家族も妻の家族も1832～33年にこの東部アラバマへの入植が始まった頃からの農民であり、この土地には非常に愛着を持っているのだ。

アラバマ州において林業だけで生計を立てようとすれば、おそらく1,000エーカー程度の林地が必要だろう。例えば、25年の輪伐期の法正林が1,000エーカーあるとしよう。毎年40エーカーずつ伐っていく時、製材用丸太であればエーカー当たりの収穫が60トンだとすると、トン当たりの単価が40ドルなので1エーカーにつき2,400ドル、40エーカーだと約10万ドルとなり、家族で生活していける。これがパルプ材だと単価が1/5の8ドルぐらいなので年収は2万ドルになってしまう。間伐収入も入るので、もう少し収入は増えるだろうが。この計算は平地にある理想的な法正林を想定した場合であり、普通は丘陵地や痩せ地も多く、なかなかこの計算のようにはいかないであろう。

このあたりでは、多くの農家は兼業農家で、町の勤めを本業にしつつ農業もやっているというスタイルの農家が多い。E氏が土地の一部を貸している農家は、600エーカーぐらいの土地持ちだが、野菜を作ったり綿花をつくったりと複合的にやりながら農業だけで生活している。しかしこのあたりの土地は綿花栽培の繰り返しで土壌の流亡が激しくてもうまともに農業はできない土地が多い。だから森林が増えているのだ。

4-6 F家（アラバマ州・オペライカ市）

F氏は48歳で、アラバマ州政府の農業エクステンションでコーディネーターをしている。大学では造園学を学んで、2年間会社勤めをしたあとエクステンションに入り州都モントゴメリーの州政府事務所に20年勤めた。その後リー郡のコーディネーターとして5年前にオペライカに来て現在に至っている。



写真-4 アラバマ州で典型的なマツ人工林

森林は母親が1980年に購入したもので、タラポーサ郡に40エーカーある。ほとんどは天然生の広葉樹林で、5～6エーカーのみマツが生えていた。購入後は特に管理をすることもなく、ハンティングに利用していたが、2002年に川沿いの9エーカーを残して31エーカーを皆伐した。ほとんど広葉樹であったが、材は製紙会社に売った。その材は、コンピュータ用紙に使われるパルプになったはずである。

伐採後は除草剤を撒いて枯らしてから火を付けた後、ロングリーフパインを植林した。ロブローリーパインは虫害の心配があったので避けた。植栽2年後にもう一度林床に火入れをした。

両親は60歳代後半で、2人でアラバマ州中部のバーミングハムに住んでいる。兄弟は男3人女2人であるが、一家の森林は長男であるF氏が引き継ぐことになっている。森林所有の目的はレクリエーションで、静かな森林内を歩いたり、家族で出かけて昼ご飯を作ったりというような利用をしている。彼は月に一度のペースで見回りに行き、道路やクリークの補修管理などを行っている。昔から家族でよく国立公園などへキャンプに出かけたが、公共の場ではルールがあり自分の好きなようにはできない。それに対して自分の土地であればどこで火を使おうが自由だし、リング・ナシ・ナッツなど実のなる木を植えて食べたりもできる。「ここでは自分がルールなのだ」という満足感は、レクリエーションとして大きなメリットである。また、他に誰も来ないので、家族だけの静かな時を過ごせるというのも魅力である。散策、独りの時間、自然観察、ハンティング、家族で過ごす時間などいろいろな形で楽しむことができる。彼等にとって木材生産は、5番目ぐらいの目的だと考えてよいようだ。F氏の3人の息子のうち一人はハンティングが好きで、この森林に来てシカやリスを撃っている。

将来的にはこの土地を分割せずに管理したいし、できれば買い足してもう少し大きなプロットにしたいと望んでいる。木材生産の経済性を考えると数百エーカーは欲しいところだ。隣接地が売りに出されていたことがあったのだが、その時は知らずに買い足せなくて残念だった。

エクステンションは農業だけでなく林業も対象なので、彼も仕事のうえで山の手入れを勉強する機会がある。企業林で森林の見学をし、火入れの実演をして、ランチを食べるといった催しをする。アラバマ州では溪畔林におけるバッファゾーンについての法規制はないが、BMPで推奨されている施業がある。ほとんどの所有者はこれに従って水辺の木を残してくれるので大きな問題はない。

4-7 G家 (アラバマ州・リー郡)

G氏は69歳で既にリタイアしている。7人兄弟(男3女4)の末っ子である。1967年にアリゾナ大学の修士課程(農業経済学)を出て、アラバマ州に戻って州政府のエクステンションに勤めた。コミュニティディベロップメントの仕事をしていた。森林はほとんど自分で買い集めたもので、まず1967年に両親が持っていた土地の隣接地244エーカーを購入、2005年にさらに82エーカーを買い足した。両親の土地のうち14エーカーを遺産相続したので、合計340エーカーとなっている。場所は、アラバマ州南部のメキシコ湾岸に近いところで、港湾都市モービルにも30マイルぐらい

という立地条件である。しかし、現住所からは225マイルほど離れている。

森林は全部マツ林で、スラッシュパイン・ロブローリーパイン・ロングリーフパインの3種類がある(アメリカ南部には他にジャックパインとショートリーフパインがある)。将来的には全部ロングリーフパインにしていきたいとG氏は考えている。その理由は、虫害や火災に強く、節が少なく樹高の高い良質な木材になるからである。

G氏は高校の時から木材に興味を持ちはじめ、森林を手に入れたいと思うようになったという。大学を出てすぐに借金をして林地を買い、数年後に伐採して借金を返した。林地を所有することは投資することであり、お金を稼ぐことが第一の目的であった。それから40年以上がたっているが、土地の価格は20倍ぐらいにはなっているし、木材からも収入は得られる。また、ハンティングライセンスをリースしており、毎年1エーカー当たり6ドルの収入がある(普通は10ドルぐらいであるが彼は安くしている。その代わりハンター達が火入れなど森林の管理も手伝ってくれる)。

レクリエーションとしては、散策が好きで、たまには妻や子供も一緒に行く。これは、彼にとってはゴルフと同様の趣味である。月に一度は見回りをかねて森に出かけている。

2006年に30エーカーの皆伐をして、2008年1月にそのうち15エーカーに植栽をした。除草剤や火入れを含む造林経費は3,000ドルかかったが、政府の補助金で約2,000ドルは戻ってきた。

このあたりのマツ林では、20年でパルプ用材、30年でチップソー用材、40年で製材用丸太の生産ができる。販売に際しては自分で森林の詳細を書いた手紙を複数の会社に送り、購入意志のある会社の中から売り先を選ぶ。1994年に販売した時はInternational Paper社に売った。

G氏は現在、リー郡の10エーカーの土地に住んでいる。ここには果樹園を作っており、ブルーベリー・モモ・プラム・ペカン(クルミの一種)等を育てている。魚の棲む池もある。

将来は、2人の子供に相続させるつもりだが、82エーカーの林地の方は綿花畑の跡地で土地が痩せており、売ってしまうかもしれない。244エーカーの方は昔から森林だったところなので、ここでは木材生産を続けるが、これ以上買い足すつもりはない。

4-8 H家 (アラバマ州・メイコン郡)

H氏はアラバマ州タスカルーサ郡ロムラス出身で、1951年から今の土地に居住している。高校を出てすぐに海軍に入り、退役後タスケギー大学で農業を学んで高校の先生になった。34年間勤めて1983年に引退し、その後は肉牛の肥育などを行っている。所有地の面積は約220エーカーであるが、そのうち森林は30エーカー程度で、土地のほとんどは牧草地である。彼は、森林よりも広々としたオープンスペースの方が好きだという。H氏は、今回の聞き取り調査で初めて出会う黒人の森林所有者である。現在82歳ということだが、まったくお元気そうである。

現在は肥育牛を40頭ほど飼っているが、森林は牛にとって夏は日よけ冬は隠れ家として必要である。牛の世話は自

分でやっているが、好きな仕事なのでできる限りは続けたいと思っている。

土地の購入は、1954年に50エーカー、1962年に99エーカー、1972年に56エーカー、1977年に27エーカーというように順次隣接地を買い足していった。1954年に1エーカー当たり60ドルで買った土地は、今では2,000ドルになっている。植林はしたことがなく、伐採しても自然に更新するのを待つだけで十分だという。チップ材にするにしても12～15年もかかるので、牛を飼った方が経済的にも良い。森林の管理としては特には何もしていない。しかし、牛が森林内の下草も食べてくれるので火入れなどの手間はいらないうし、ハンティングをするわけでもないの放っておいても問題はない。広い土地を持っていれば隣の家との距離も遠いので、誰に気兼ねをすることもなく自由で良い。

また、道路をはさんだ家の前の土地では、砂利の採取をして稼いでいる。このあたりは昔海底であったので、表面は砂地だが20フィートほど掘り返すと砂利が出てくる。これが結構良い値段で売れる。また、バスなどの棲む池もあり、以前に奥さんが体長22インチ、重さ7ポンドの大きなバスを釣り上げたことがある。

奥さんは、地域でも著名な慈善事業家で、モントゴメリーに幼児の学校 (Early Childhood Development Center) や高校をドロップアウトした子供たちの立ち直りの学校 (Opportunities Industrialization Center) を経営している。ただし現在ではリタイアして実質的には娘さんが引き継いでいる。その他、低所得者用の安い住宅 (Community House Development Corporation) を提供したり、幅広く貧しくて教育のない人たちへのサポート事業を続けてこられた人である。

4-9 I 家 (アラバマ州・メイコン郡)

I 氏は現在71歳で、退役軍人である。彼も4-8のH氏と同様に黒人である。ベトナム戦争で足に大怪我をして帰還し、アラバマに戻ったあと州政府に雇われて道路補修作業の監督者などの仕事を8年し、その後メイコン郡のカウンティーコミティーの委員に選ばれて4年間その任に就いた。1989年にリタイアして現在に至る。彼は14人兄弟だという。現在は妻とその連れ子と一緒に住んでいる。

かつては森林を所有していたが、今はもう残っていない。1969年に天然林の土地を23エーカー購入し、特に管理をするでもなく所持していたが、1991年にその土地を売って欲しいという人が出てきたので、22年間所有していた森林をその人に全部売った。したがって現在では所有する森林はなく、牧草地が7エーカーあるだけである。その他には、ナマズを飼っている池を2つ持っている。牧草地では繁殖用の牛を6頭飼っているが、彼の言葉によれば「芝刈り機の代わりに飼っている」だけだそう。「たいして広い土地ではないが、自分の土地でゆったりと過ごす生活をエンジョイしている」とのことである。この土地は、将来的には他出している娘に相続させる予定だ。

I 氏によれば、アラバマ州は税金が安いことが良い点で、アラバマ州の住宅にかかる固定資産税はニュージャージー州の自動車税よりも安いということである。また、アラバマ州をはじめとする南部は黒人人口が多いことで知られて

いるが、森林所有者における黒人の比率は極めて低い。⁸

4-10 J 家 (ウィスコンシン州・バーノン郡)

J 氏は現在73歳。1996年に引退するまでは民間航空会社のパイロットをしていた。現在住んでいる土地は1968年に購入したものであるが、1996年までは時々訪れる程度であった。住宅を含む275エーカーの土地の他、32エーカーを少し離れたところに持っている。奥さんも今では退職しているが、かつては大学教授をしており、環境科学を教えていた。3人の子供がおり、長男は47歳でノースウェスト航空のパイロットである。この長男は同じ敷地内に別棟を建てて住んでおり、夏場は月に3日程度、冬場は月に10日程度仕事の合間に森林の管理を手伝ってくれる。

J 氏の住んでいる地域一帯は、20世紀初めにチェコからの移民によって開拓された土地で、今も周辺にはチェコ人の子孫が多いという。ここを購入したもののチェコ系の農民からで、数軒分の土地を何回かにわたって購入した。40年前は1エーカー当たり100ドルだったが、今では3,000ドルはする。氷河期に養分の多い土砂が堆積したところなのでもともとは非常に肥沃であったが、チェコ系の農民が長年にわたり斜面まで過放牧をしたために痩せてしまった。

J 氏はここに引っ越す前はイリノイ州で農場を所有しており、トウモロコシ生産と豚の飼育、豚の飼料用の干し草などを生産していた。J 氏によれば、アメリカ人にとって土地を所有するということは、社会的な常識 (social norm) といえる行為である。つまり、ヨーロッパでは土地は王侯の所有で個人は土地を持てなかったが、この国はそうしたヨーロッパからの移民の国であり人々は自分の土地を持つことに執着しそこに大きな喜びを感じている。一般論としてだが、誰もが土地を持ちたいと願っており、その延長線上に森林の所有という行為があると考えて良い。

J 氏は荒廃農地を購入後、基本的には天然更新にまかせて森林の復元を図ってきた。それゆえ、現在では所有地の大半が広葉樹の森林となっている。2年前には20エーカーの土地を皆伐し、その後に実験的な植林を行った。1エーカー当たり1,000本の苗木を植えたのであるが、11種類の樹種をランダムに機械で植えた。植栽したのは、ホワイトオーク・レッドオーク・ブラックチェリー・イエローバーチ・



写真-5 J 家の門前に広がる丘陵に植栽された広葉樹の森林

ホワイトバーチ・ヒッコリー・シュガーメープル・ホワイトパイン・レッドパイン・ヘムロックなどであった。苗木はすべて州の養樹園から購入した。混交林を作る場合でも、一般的には列状にパイン・オーク・パイン・オーク……と並べて植えるのだが、そうすると病気が根から次々に感染する危険性が高い。そこで、いろいろな樹種をランダムに植えた方が強い森になると考えてそのように実行したわけである。

苗木代は、パインは25セント、オークで50セント程度であった。植栽は業者に頼んだ。植栽費用は苗木1本当たり25セントだが、地寄せや薬剤散布の値段も含めて総額9,000ドルであった。20エーカーの植栽作業は、業者が2人がかりで2日間で完了した。今でも時々その業者は、その後の経過を見に来てくれる。彼らもこの実験の結果に興味があるのだ。機械植林は、植えた後にかなりの力で土を押さえつけるために根と土の間に空隙が出来ず、乾燥による枯死が少ないため生存率が手植えよりも良い。今のところ苗木は順調に育っている。

プラスチックの保護チューブも使ってみた。1本で5ドル70セントかかる。シカ害を防ぐには5フィートの高さが必要で、枯死する個体もあるが、非常に成長が早いものが多い。チューブの中の環境が適当であれば成長は極めて良くなるが、全部の苗木にチューブをすることは価格が高すぎて出来ないの、試験的に一部のみで使った。

立木の販売は広葉樹の抜き伐りという形で行い、1回に200~300本を販売する。近所の3つの製材業者と価格交渉をして条件の良いところに販売する。伐倒木のマーキングは自分たちで行うが、ウィスコンシン州のMFLに基づく森林計画に参加しているため、州政府のフォレスターがチェックに来る。今はまだ大きな木がないので経済的なメリットはほとんどなく、むしろ出費の方が多いぐらいである。しかしJ氏によれば、将来的に80年生を超える優良なオークが育ってくれば1本で1,000~6,000ドルになるので、1エーカー当たり1本ずつ伐っても275エーカーあれば年間数十万ドルの収入になると計算することが出来る。そこまでの森林を作ることが出来れば、持続可能な広葉樹育成林業が可能である。

MFL参加のメリットは税金が安くなることで、通常のレクリエーション林であればエーカー当たり20ドルかかるところが、MFLになると8ドルで済む。その代わり、伐採時に分離税が5%かかる。普通の森林だとこれはかからない。しかし、農地に指定されていると1.9ドルで済む。これは、ウィスコンシン州では農業関連団体が政治権力を握っていて法律を作っているからだ。林間放牧は林地を痛めるのでやらない方が良いが、そうすれば森林を農地として登録出来るので多くの農民はそうして税金の節約をしている。これは森林にとっては困った問題である。MFLは25年と50年の契約があり、施業の制限やハンティングリースの禁止などの制約が課される。また、隣接地で放牧されている家畜が入り込まないように林地をフェンスで囲う必要がある。

J氏が広葉樹の森林を作る理由は、ひとことで言えば「使命感」と表現することができよう。J氏によれば、「昔の姿の森林に戻してやるのがこの土地にとって良いこと

で、それは人間にとっても良いことである。生産的に生きることが重要なことで、自分にとってはオークを中心とする良い山づくりをすることが生産性の高い生き方であり、生きているうちに何かを成し遂げたという証でもある。」ということだ。それゆえ、森林造りは彼にとっては楽しみであり生き甲斐であるのだが、筆者が聞き取り調査で受けた強い印象からは「使命感」という言葉が相応しいように感じられた。J氏は山づくりに関して非常に良く考えて行動されているし、妻や長男ともいろいろと議論を戦わせながら一緒に汗を流している。何十年も先を見越した大きな計画を一步一步家族で力を合わせて楽しみながらやっているという光景である。まさに篤林家なのだが、林業で生計を立てているわけでもなく、祖先から受け継いだ森林を経営しているわけでもないところが一般的な日本の篤林家とは異なる興味深い点である。

J氏はほぼ年中森林に出ているが、冬は伐採、春は植栽、夏は蔓切りや下草刈りと、年間を通して仕事はあるという。将来は子供達に相続させるが、出来れば分割などせずにまとまったままで管理をしていって欲しいと願っている。現在この森は有限責任会社(Limited Liability Company: LLC)になっており、4/5がJ氏夫妻で1/5が長男の所有となっている。

4-11 K家 (ウィスコンシン州・バーノン郡ラフォージ)

K氏は60歳で、妻と2人(と犬とネコと)で村はずれの丘陵地にある65エーカーの森林内に家を建てて住んでいる。子供は2人で、すでに成人し他出している。1970年にこの土地を購入して移り住んだ。K氏は大学で植物学と生態学を学んだが、卒業後は人里離れた田舎に住みたいと考えて直ちに実践した。購入した土地は急な斜面に少し木々が残っていた以外は牛の放牧地(草地)であった。その後、天然更新や植栽をして森林を作ってきた。それゆえ、38年生の広葉樹林が多く、それより若干若い針葉樹の林もある。全体では、広葉樹林が40エーカーと針葉樹林が25エーカーであるが、混交林となっているところもいくつかある。

人工林の樹種は、ヨーロッパカラマツ・ホワイトパイン・ホワイトスプルーース・レッドオークなどである。カラマツは売れないが、下層にウォールナットを植えると良く育つのでこの2種を混植しているという。つい最近、35年生のホワイトパインの林分の収入間伐をした。6フィート×6フィートの間隔で植栽していたが、胸高直径で8~12インチにまで育っている。このときの間伐率はほぼ50%であった。

K氏はこれまで、製材工場で働いたり、船の機関室で働いたり、いくつかの仕事をしてきたが、現在は森林所有者組合の理事兼フォレスターとして働いている。この組合は8年前に設立されたもので、266人の会員がいる。会員は株式を買って組合に入る。森林所有者の他には、環境NGOや林業コンサルタントなどが準会員として加入している。この組合の業務は、持続可能な森林管理の普及・教育と森林管理に関わるサービスの提供である。特に、木材販売におけるコンサルティングサービスが重要な仕事である。一般の林業コンサルタントに依頼するよりもずいぶん



写真-6 K家の裏山に広がる落葉広葉樹林

安くなる。組合では2～10%のチャージ(平均で5%程度)だが、林業コンサルタントだと10～15%取られる。そのほか、森林計画の策定、植林の補助、林分改良施業の補助などもしている。さらに、チェンソーの安全講習会をはじめとする各種講習会(メープルシロップやマッシュルームなどの特産林産物の生産に関する知識提供)も年間に10回程度開催している。

K氏の森林では、まだ大きな木が少ないので木材生産といっても間伐材をチップ用に売るぐらいだが、ここは最も近いパルプ工場からでも百数十マイルも離れているためとても採算は合わない。また土壌が良いので、パルプ材ではなく製材用の良質木の生産を目指している。これまでに行った大きな立木販売は2回だけで、いずれも近所の製材工場へ売った。それらの工場もここ最近木材不況で、以前は2シフトで操業していた製材工場も1シフトになりさらに操業時間の短縮にまで追い込まれている。

彼はこの山腹に住んでいるので、日常的に森林と触れあっているのだが、自分の森林での山仕事をするのは年に20日前後である。MFLには義務的な施業と推奨する施業とがある。前者は伐採・植栽・収入間伐などで、後者は除伐や下草刈りなどである。1つの林分に対してこれらの施業が15年ごとには必要となるので、毎年いろいろとやるべき仕事はある。

K氏によれば、ウィスコンシン州南部のこのあたりの林地の一般的な評価額は1エーカー当たり2,700ドルである。それに対する固定資産税は1エーカー当たり33ドルとなる。これは、住宅地でも全く同じ額である。ところが、農地だけは例外で、1エーカー当たり177ドルという評価額になる。税金はずっと安く1エーカー当たり2ドル程度となる。このように、ウィスコンシン州では、農地に対する税制面での優遇が著しい。

4-12 L家 (ウィスコンシン州・マジソン市)

L氏は62歳で、フリーランスのアウトドアライターをしている。大学ではビジネスを、大学院の修士課程では環境コミュニケーションを専攻し、ウィスコンシン州政府の自然資源局(Department of Natural Resources: DNR)に8年間勤めた。その後2年間ミネソタ州に転勤になったが、

生まれ故郷の州都マジソンに帰りたかったので地元の保険会社に転職した。そこの広報部に18年間勤めたが、1995年に解雇されたのを機にフリーライターに転身した。

もともと鳥のハンティングが大好きで、昔から狩りの出来る自分の土地を買おうと探していたが、1990年に今の土地が売りに出されているのに出会って購入した。土地の広さは100エーカーで、ウィスコンシン州の南西の端、ミシシッピ川から1マイルほど東に入った場所にある。そのうちの80エーカーは森林で、州政府のMFLに参加している。ほとんど天然生のオークとヒッコリーを主体とする広葉樹林で、かなり傾斜の強い斜面に立地している。残りの20エーカーは草原であるが、農地保全プログラム(Conservation Reserves Program: 農地を生物多様性のために保全する連邦政府の補助政策)に参加してプレーリーの植生を復元しようとしている。この土地は購入したときは放棄されたトウモロコシ畑であった。森林管理の目的は野生生物を増やすことであり、木材生産ではない。

L氏は妻と2人でマジソン市内に住んでいるが、息子が一人いてカリフォルニア大学バークレー校で法律を学んでいる。来年には卒業してアラスカ州の最高裁に勤めることが決まっているそうだ。将来はこの息子に森林を相続させるつもりである。ちょうど来週で結婚36周年となり、息子は32歳になる。妻は大学ではジャーナリズムを専攻しており、やはりこれまで広告関係の仕事をしていた。今は州政府の子供向け広報誌の編集業務をしている。森林やハンティングにはよく一緒に行っている。彼女によれば、本当は土地を買うのなら湖があってボートで遊べるような別荘地が良かったのだが、今となってはこの自然の中のロケーションが気に入っているということである。

彼等は土地を購入して10年目に敷地内に丸太小屋を建てた。人工的な構造物を作ることで自然な環境を乱したくなかったのでL氏は悩んだが、電気も水道もないログキャビンにすることで自分なりに妥協点を見いだした。森林まではマジソン市内から2時間かかるが、ほぼ月に一度のペースで訪れている。そこでは、水を持ち込み薪ストーブとオイルランプの生活をする。小屋に使った丸太は地元で調達したホワイトパインの間伐材で、内装にはレッドパインの板材を用いた。小屋の大きさは、20×24フィートで、小屋を支える杭だけは150年もたせることを想定してコンクリートにした。周辺の森林の植栽作業も自分達で行ったし、除伐作業や薪の切り出しなども自分達でしている。

丸太小屋へのアクセス路は丘の上の平坦地にあるが、前の所有者の過放牧のために土壌の流亡が激しかった。そこで、道路側に杭を打ち込んで土留めをすると共に道路には砂利を敷いて整備をした。最近L氏は四輪バギー(All Terrain Vehicle)を購入したが、これだと相当な斜面でも上り下りすることができてかなり便利である。それでも冬は雪に覆われて車が通れないので、クロスカンリースキーで1マイルほど歩いて小屋まで行くようにしている。

プレーリー植生の復元には、該当地(丘の上の平坦地7～8エーカー)の雑木を皆伐し、除草剤を撒き、火入れをし、トラクターで耕し、その後種を蒔いた。蒔いたのは何十種類にもおよぶプレーリーの在来種(草本と灌木)を混ぜたもので、動物が好む果実がなったり昆虫が好む花が

咲いたりするものが多い。また、野生動物の食料となる植物としてクローバーを3ヶ所に植えている。施業は2001年6月に行ったが、最近ではシカ・シチメンチョウ・ウズラやその他の野鳥も増えた気がする。

森林に関しては、これまでに若干の小面積皆伐をした。皆伐後にはホワイトパイン・ホワイトスプルス・ナラ・クルミなどを植えている。ウズラはアスペンの若木が好きなので、アスペンの二次林も数エーカー皆伐した。木材販売収入は林業コンサルタントに支払った金額とほとんど変わらず、伐採で儲かるというわけではないし、それが目的でもない。ウズラが増えれば嬉しいだけである。この土地をもともと所有していた農家が農業を辞めて土地を売り払う前にお金になりそうな大きな木は総て売ってしまっていたので、良い木はほとんど残っていない。小面積であっても皆伐後の土地が悲惨な光景であったため、奥さんはもう二度と皆伐はしたくないと感じておられる。

ハンティングのシーズンにはよく兄弟や友人を誘ってこの森でハンティングをする。自分の土地を購入後に初めて大きなシチメンチョウをしとめたときには本当に嬉しかった。ハンティングが土地所有の専らの目的なのではあるが、今ではそれ以上に自分の土地を持ちそこにたくさんの野生動物がいるということが嬉しいのだ。それゆえ、土地に手をかけて野生動物が増えるように改良することには満足感を覚えている。野生動物が豊富な自然環境を自分の手で作り出す(より自然な状態に復元する)ことこそが喜びとなっている。だからお金をかけて施業をしており、お金を得るためにしているのとは正反対である。土地を所有し、より良い管理を施すことは、L氏にとって趣味であり喜びであるのだ。

自分の土地を所有してから、あらためてアルドー・レオポルドの「A Sand County Almanac (邦訳: 野生のうたが聞こえる)」を読んだが、そうすると若いときに読んだのとは違った、より深い意味がわかった気がした。⁹ L氏は写真撮影も得意で、野鳥や草花の写真もたくさん撮っている。シカのような大動物のハンティングはしないことはないがあまり好きではなく、好きなのはもっぱら鳥撃ちである。今年のサンクスギビング用のシチメンチョウは既に用意出来ている(冷凍庫に入っているのを見せていただいた)。もちろん、自分の土地の上で、自分で仕留めた獲物である。

L氏は、州政府DNRの友人や環境保護団体の人などからいろいろな知識を得て施業に生かしている。面白いのは、フォレスターはマツを植えよというし、野生生物関係の専門家はマツはだめでオープンスペースが必要だということだ。そこで、どちらの意見も聞きながら自分なりに考えて管理をしている。また、地元の農民達は当初、マジソンからやって来た変な奴が荒れた農地で変わったことを始めたと思っていたようだが、パーティーに誘ったり一緒に歩いて草本や鳥の名前の話などをするうちに絶滅危惧種の鳥がいることがわかったりして、結構そういうことにも興味を持ってくれるようになってきた。こうして友好の輪を広げて地域に溶け込もうとしているが、それもまたここを訪れる楽しみの1つである。

4-13 M家 (ウィスコンシン州・マジソン市)

M氏はウィスコンシン大学の教授で専攻は園芸学である。彼の家族の森林は約200エーカーで、そのうち120エーカーは妻の両親からの相続、80エーカーはその隣接地を10年から15年前に何回かに分けて購入したものである。義父はその土地を1960年代に購入した。住居のあるマジソン市から西へ35マイルほど行ったところにあり、車なら30分から40分で行ける距離である。森林内には小屋があり、家族で寝泊まりができるようになっている。

森林のほとんどは広葉樹林で、クルミ・レッドオーク・ホワイトオーク・トネリコ・ヒッコリー・ポプラ・カバなど多様な樹種が混在している。ここもかつては農地であった土地で、M氏は植生を回復すべき場所にはナラやトネリコを植林した。この植林に対しては、州政府から地権・苗木・植栽にかかった総額の60%を補助金として受け取った。

森林を所有する目的は大きく3つある。第1番目は、家族で楽しめるということである。森林内の散策、ピクニック、薪集めなど、できることはいろいろとある。M氏はハンティングはしない。第2は、環境倫理観に基づく自然の保護再生である。妻も自分も環境に対する意識は非常に高く、かつて農業用地として疲弊したこの丘陵地を豊かな森林に戻したいという気持ちが強い。第3には、木材を販売することで収入を得ることもできるということである。その収入によって、森林管理にかかる費用はだいたい賄うことができる。

M氏はこの森林を「ファミリーパーク」と呼んでいる。林内には4マイルの林道が通っているが、この道は歩くのにもクロスカントリースキーにも利用出来るし、メンテナンスの労働も必要とする。自分の森林に入ることで自然と繋がっているという気分が味わえるのだ。

M氏はかつて、この土地とは別に160エーカーの土地を持っていたのだが、どうしても田舎へ移り住みたいという気持ちを持つ若い女性にその土地を譲ってあげたという。土地契約(land contract)という12年分割払いの契約を交わしたが、あと5年で返済が完了する。彼女はその森林を非常に良く管理してくれているのでM氏も嬉しく思っている。

M氏は現在65歳で、男女2人の子供(20歳代)がいる。将来は子供達に相続させたいが、もしいらないと言われれば、森林をよく知っていてきちんと管理してくれる人を探して譲りたいと考えている。開発業者などに売るといったことは絶対にしたくない。

ウィスコンシン森林所有者協会(Wisconsin Woodland Owners Association: WWOA)は、州内に10エーカー以上の森林を持つ者なら誰でも加入できる。地域ごとに支部があり、ニューズレターが年に6回ぐらい発行される。主たる目的は会員の教育で、夏場には研修会などの催しもしている。2番目には政治的ロビー活動である。税制の見直しや虫害防御対策などを議会に働きかけている。会員のうち農業者は20%以下であろう。この協会は組合とは全く違う性格の団体である。一方、ウィスコンシン州にはいくつかの森林所有者組合があるが、組合では加入者に対して森林計画作成の補助や伐採時の諸手続などをしてくれる。

MFLは優良な管理を目指す森林計画の認定をすることで認証されるシステムで、伐採計画が必ず組み込まれていなければならない。25年の計画期間中は林地の分割や販売は原則としてできない（可能であるが、その場合もMFLを継続し計画通りの施業を実施しなければならない）。税金の低減化というメリットについては、途中で辞めた場合には遡及して新しい所有者が支払わなければならない仕組みになっている。

ウィスコンシンでは各郡のエクステンションサービスにフォレスターがおり、そのフォレスターの許可がなければMFLには入れない。かつては彼らに頼めば森林計画を作ってくれたが、今は人件費不足でそうしたサービスは行われていない。それゆえ、自分で作成するか、もしくは林業コンサルタントに頼むことになる。州のフォレスターは地元の私有林状況をよく把握しており、所有者との繋がりも強い。そうした人が私有林管理にアドバイスもすれば取り締まりもする立場にあり、特にMFLを許可する時にしっかりとした注文を付けることで森林管理レベルが高く保たれているということだ。

M氏は、「ウィスコンシン州にとって各郡に配置されているフォレスターの重要性は極めて大きい」という。税金が高いことがこうしたシステムをうまく動かす原動力となっているのだ。税収が大きいので州政府は人を雇えるし、所有者は税金を安く済ませるためにMFLに加入して良い森林管理を目指すからだ。また、ハンターもより良い森林管理には協力的である。彼らは獲物になる動物を確保するためにもMFLに従った適正な管理を後押ししている。それゆえ、概してウィスコンシン州の私有林の管理状態は良いというのがM氏の意見であり、筆者も同様の感想を持った。

今後の課題は、農地をどうするかである。農民の70%以上が65歳以上であり、後継者もいない場合が多い。その後の農地をどうするのが州の抱える大きな課題となっている。州では若手農業プログラム（Young Farm Program）という若者向けの農業教育を開始した。ウィスコンシン大学でも同様の事業活動をしている。その中には、若者に酪農のイロハを教える6週間のプログラムなどがある。こうしたプログラムは、質の高い食料品、安全な食べ物、新鮮な食べ物、などに対する人々の関心が高まっているため人気が出てきた。さらに州政府では、農地を売りたい人と農地を買って農業を始めたい人との橋渡しを行っている。

4-14 N家（ウィスコンシン州・マジソン市）

N氏は77歳で、引退したジャーナリストである。マジソンの自宅には45年前から住んでおり、今は奥さんと2人暮らしである。1953年にウィスコンシン大学を卒業（社会学を専攻）し、その後軍隊に2年間入った。除隊後はGIビルで大学院に入り、ジャーナリズムを学んだ。州政府のDNRで観光関連の仕事をし、その後アウトドアライターになった。

N氏が自然や森林が好きになったのは、子供の頃の体験が大きく影響している。彼の父はウィスコンシン大学の木材材料関係の教授で、アルド・レオポルドとは研究を通じて知り合い親しかった。家族ぐるみの付き合いがあり、

N氏もアルドと会ったことがある。また、子供の頃から父親と一緒によく山に行ったり、ハンティングも少年時代から始めた。そうした経験から、彼は自然が好きになった。マジソン市から北へ40分行ったところに両親が買った森林がある。今は兄弟との共同所有となっているが、意見が合わないで管理がうまくいっていない。自分の土地が欲しいと思ったのには、そういう理由もあった。

N氏が所有する森林は州南西部のリチャード郡（バーノン郡の隣）に120エーカーある。購入したのは1973年であった。当時は5,000ドルだったが、土地価格は今では最低でも20倍にはなっているだろう。林地価格の上昇は、ハンティング需要の向上によるところが大きいようだ。彼が森林を購入した目的は林業ではなく、都会から逃げ出す場所、くつろげる場所が欲しかったからである。もちろんそこでハンティングもする。先週もシカを2頭しとめた。

広葉樹の森林であるが、補植的な植林は何度も行っている。植栽はかつて農地であったところでも行った。ホワイトバイン・ブラックウォールナット・レッドオークを6,000～7,000本植えた。イチイやヘムロックも植えた。苗木をシカに食われるので、フェンスをしたりチューブをしたりもしたが、チューブを使った場合に中で木が腐ることがあった。所有地は丘陵地域なので、東西南北総ての方向の斜面が含まれている。ホワイトオークは乾燥した斜面に多く、レッドオークは北西斜面、カエデは北と東など特徴がある。そのほかには、アスペン・トネリコ・ヒッコリー・サトウカエデ・アイロンウッドなどもある。

N氏はこれまでに5回の木材販売をした。山全体にわたって抜き伐りをするというやり方である。すでに初期投資を上回る収入は得ている。MFLに入ってからハンティングリースが禁止されたので、木材伐採以外の収入が途絶えてしまった。しかしこれは多くの所有者にとって税金を支払うために不可欠の収入源なので、法律をあらためるようWWOAでは州政府に働きかけているという。また、隣地との境界にフェンスを作る場合費用を折半するという1873年の法律があるが、これも困ったもので、こちらは必要もないのに金だけ出さねばならないという事態に陥っている人も少なくない。

現在の森林管理はもっぱら息子がやってくれている。2



写真-7 湖と森が織りなす美しいウィスコンシン州の風景

人の息子がいるが、1人は化学会社勤務でイギリスにいる。もう一人は森林学を専攻して地元で林業コンサルタントをやっており、林地管理は彼に任せてある。自分達はもっぱら遊びに行くだけで、夏場には小屋に泊まる。春から秋までの週末には頻繁に出かけている。森林からの収入は付随的なものといえる。将来は林業コンサルタントをしている息子に相続させるつもりだが、彼には子供がいない。だから早晩、次の世代の問題が出てくる。しかし、買ってくれるなら誰にでもというわけにはいかない。そんなことをすればこれまでの山づくりの努力が無駄になってしまうからだ。せっかく植えたオークは孫の代に大きくなるはずだから、彼らへの贈り物として受け取って欲しいと考えている。

ウィスコンシン州には25万人ほどの個人森林所有者がおり、WWOA会員は2,300人である。これは全米でも最大規模ではないだろうか。所有者にはいろいろな人がいるので、所有の目的を一般化するのは難しい。10年ほど前に農地の税率が下げられ、同時にレクリエーション林の税率が上げられた。MFLはそれ以前からあった。税率は郡によって多少異なっている。学校の運営経費などはそうした郡(タウンシップ)の税金で賄われているからである。

かつてウィスコンシン州では、伐採は総て冬に地面が凍結してから行われていた。川沿いに丸太を積んでおき、春になって水かさが増えたときに一気に流したのである。そこで、下流の川にあふれかえる丸太のことを丸太渋滞(log jam)と呼んでいた。

MFLの規定では、生態学的・経済的に成熟した木しか伐れないことになっており、これをDNRのフォレスターが確認して印を押すことになっている。この地域では普通はハーベスタを用いた伐採が多く、搬出にはスキッダーが使われる。チェーンソー伐採もあるが今では稀である。N氏によれば、州北部のマツ林地帯ではさらに機械化が進んでいるとのことである。

立木の販売方法は、製材工場や伐採業者に販売物件の情報(場所・樹種・量・地形・航空写真など)を記した手紙を送り、入札方式で決定している。しかし、所有者は必ずしも最も高く買うという相手に売らなければならないということはない。金額も重要ではあるが、作業の丁寧さなどを考慮して所有者が自分の判断で決めればいいのだ。いずれにせよ、伐採後のチェックは必須である。

4-15 O家 (ウィスコンシン州・マジソン市)

O氏は合計467エーカーの土地を4ヶ所に分けて所有している。株式投資などをするのは嫌なので、その代わりに土地を買うという選択をした。

最も大きな土地は州南西部のリチャード郡にある200エーカーである。ここでは森林は160エーカーで、40エーカーはトウモロコシ作のために農家に貸しており、また2エーカーは砂利の採取を行っている。このうちMFLに入っているのは80エーカーである。基本的に森林は自然に任せて育成しているが、これまでにクルミやサクラを1万5,000本植えた。伐採は10~20年に1回のペースで択伐をする。林業コンサルタントに頼めば手数料を販売金額の10%も取られるので、頼んだことはない。隣の農場から牛が入ってきて困るのでフェンスを設置したいがお金がかかるのでま

だやっていない。彼の娘はその森林で時々ハンティングをする。

州中部のクラーク郡には120エーカーの森林がある。このうち80エーカーは兄弟から買ったもので、隣接する40エーカーは伐採を頼んだ業者が持っていた土地を立木代金と引き替えにもらったものである。この林分には道路のアクセスがなくて業者も困っていたので、お互いにとって良い取り引きだった。ここはもっぱら木材生産のための森林と彼は位置づけている。

州西部のダン郡には147エーカーの土地がある。ここでは40年前にレッドパインを中心に5万本の植林をしたが、生存率は25%程度と低かった。25年生の時に間伐率1/4の列状間伐をした。その時の木材はパルプ材になった。その10年後にも間伐をしたが、このときは製材用として売れた。

森林はハンティングにリースすれば毎年お金が入る。しかし、MFLに入ればそれが出来なくなる。土地を売却すると15%のキャピタルゲイン税を取られる。昔は25%だったがブッシュ政権が下げた。しかし、今後はまた元に戻るのではないだろうか。死んだ場合の相続税はかからない。土地を分割して売れば儲かるが、野生生物のためにはならない。

O氏は82歳で、以前はマジソン市内の精肉会社に勤めていた。そこではマーケティングを担当していたが、18年前に退職した。今はもうどこかの森へもあまり足を運ばなくなった。森林からの収入というのは、税金を払うぐらいの額しかない。土地価格の上昇は大きいですが、売却していないので収入にはなっていない。昔は安かったが、今は土地の値段もずいぶん高くなってしまった。

昔は植林といえば単一樹種を1エーカー当たり1,200本程度植えていたものだが、今では2種類の木(マツとクルミ)を合計700本植えるように変わってきている。混植することで、広葉樹も競争してまっすぐに育つようになるのだ。

最近紙の需要が減っていることがO氏にとっては嘆かわしい問題である。新聞も雑誌も発行数が減っている。マジソンのある新聞社では、日刊が週刊になってしまった。建築用材の需要も減っている。O氏によれば、ウィスコンシン州の林業は100~120年前がピークで、当時は森林も多く優良なホワイトパインがたくさん伐り出されていた。しかし、豊富にあった五大湖地方の森林資源も20世紀に入る頃には激減してしまった。

O氏のもう1つの顔は、貧しい人たちに食料を配るボランティア活動をしていることである。彼は自分の農地でとれた作物を無償で提供している。その為のボランティアとして、たくさんの人が集まってくれている。それゆえ、前出のN氏の言葉を借りると、「O氏はみんなのヒーロー」なのだそうである。

5 おわりに

前節の聞き取り調査から得られるアメリカの家族の森林所有者像とはどんなものであろうか。まず前提として考えなければならないのは、1,000万戸を超える所有者の中からごくわずかなサンプルを抽出しただけなので、あまり一

般化して述べることは避けなければならないということである。しかも、聞き取り調査をさせていただいたご家庭は、大学や州のエクステンションサービスの人から教えていただいた方々なので、ランダムなサンプリングをしたわけではないということも考慮すべきである。

地域による違いも少なくない。アラバマ州では自然に任せて粗放なマツ林にしておく所有者が多かったが、ウィスコンシン州では手間をかけて広葉樹林を造成するなど計画的な森林管理をする所有者が多かった。そうした比較を踏まえた上で、ここでは以下のような4項目をアメリカにおける「家族の森林」所有者の現代的特徴としてあげておきたい。これらの4項目は、今回の聞き取り調査から明らかになった、アメリカ人が森林を所有する目的として共通するものである。

1 番目は、自分の土地を所有する事への憧れである。これは、アメリカ人としての社会的常識でもある（4-10参照）。自分が自由に出来る土地（4-6）、誰にも干渉されないで過ごせる場所（4-3, 4-8）、都会から逃れてくつろげる場所（4-14）が欲しいという思い入れは、多くの所有者に共通のものであった。それはまた、いわゆる開拓者魂とされるような、大自然と対峙してこれに従える剛健さに価値を見出す思考様式とも関わっているのであろう。自分の土地を自分の思うがままに操れるという精神的な優位性であり大地との一体感であるようなものは、多くのアメリカ人にとって甘美で魅惑的で人生において獲得すべき対象なのである。

2 番目は、家族で楽しい時間を過ごせる場所ということである。アメリカ人は概して夫婦や家族の時間を大切にする。アウトドアレクリエーションも盛んである。それゆえ、自分の森林が近くにあれば、手軽に家族でレクリエーションが楽しめるわけで、聞き取りを行った大多数の家族では森林の散策やピクニックさらにはハンティングといった利用をしている。実際に多くの調査対象者の方から、「森林に行って楽しむ」という表現を繰り返す聞くことができた（4-2, 4-5, 4-6, 4-12, 4-13）。はじめは木材生産からの収入に期待して購入したという人でも、実際に所有してみて森林と関わりを深める中で「そこで過ごす時間こそが楽しみである」ということを感じるようになったという意見は多かった（4-1, 4-3）。

3 番目は木材生産による収入の可能性である。木材の販売収入を目的に、つまりは投資として林地を購入したという所有者は何人かおられた（4-1, 4-3, 4-7, 4-15）。しかし、それ以外にも、森林管理の副産物として時々伐採をして収入が入ることに期待する所有者は多かった。たとえ大きな収入にならなくても、森林管理費用や固定資産税を相殺するぐらいの収入があれば十分意味があるという考えの方もいた（4-13）。確かに、森林所有という行為が出費がかさむだけの趣味であれば、これほど幅広い層に広がるとは思えない。なにがしかの収入も期待できる趣味であればこそ、多くの人々にとって魅力のある行為となり得ているのであり、木材収入は主たる所有目的ではないにせよ決して忘れてはいけぬものであるという印象を強

く持った。それは、アメリカにおいて木材生産が経済性のある活動となっているという背景があるからでもある。

そして4 番目には、自然や野生生物への敬意と人間としてのそれらへの貢献である。これは2 番目の目的と似ているが、特に4-10と4-12の2 例からは、形而上学的な喜びにも似た強い使命感のようなものを感じることができた。この両名は退職後の活動として森林管理を行っておられるわけだが、生態系や自然環境への深い知識をもとに本来その土地に存在したはずの健全な森林や草原環境を取り戻すことが残りの人生の生き甲斐であるという信念には（富裕層に限定されるのかもしれないが）いかにもアメリカ人らしい明快な考え方が読み取れる。環境問題に関心が高いアメリカの知識人の間では、こうした考え方を持って森林を持とうとする人が相当数いるものと思われる。

以上のように本研究では、現地での聞き取り調査をもとにアメリカにおける家族の森林の実態分析を試みた。ここで示したように、概してアメリカにおける森林所有者は高いモチベーションを持って森林を所有し、その管理を行っていることがわかった。そして、森林を持つことが楽しいという多くの家族の感想を考えると、今後とも家族で小規模ながらも森林を所有するという形態は減ることはなく、むしろ増加しても不思議ではないと考えることができる。¹⁰ TIMO（林地投資経営組織）やREIT（不動産投資信託）による林地の集積が話題を集めるアメリカ林業であるが、家族の森林という興味深い研究領域が広がりつつあるという発見は、筆者にとっても収穫であった。

謝 辞

本研究を行うに際しては多くの方々のご指導とご協力を仰ぎました。最初に、聞き取り調査に対してご協力いただいた15家族の皆様へ厚く御礼を申し上げます。皆様が遠来の研究者を暖かく受け入れてくださったお陰で、楽しい時間を過ごしながら多くの興味深い事実の発見ができました。また、オレゴン・アラバマ・ウィスコンシンの各州を訪問した際に現地調査等で便宜を図っていただいた、Dr. John Bliss (Oregon State University), Dr. Conner Bailey (Auburn University), Dr. Kathryn Flynn (Auburn University), Dr. Mark Richenbach (University of Wisconsin), Dr. Tricia Kneot (University of Wisconsin) の各先生には心よりの感謝を申し上げます。先生方とのディスカッションやご指導・ご教示なくしては、このような調査は完遂できませんでした。さらに、調査対象のご家庭訪問に際して同行していただいたアラバマ州エクステンションサービスの地区担当者をはじめ、ご協力いただいたそのほか多くの皆様にも御礼申し上げます。

なお、本研究は三井物産環境基金研究助成（研究題目：「循環型社会に資する『日本型』森林管理・経営モデルの構築」、研究代表者：社団法人日本林業経営者協会、研究期間：2008年4月～2010年3月）の研究プロジェクトの一貫として助成をいただきました。ここに記して御礼を申し上げます。

参考文献

- Bliss, Jhon. C. (2000) Public perception of clearcutting. *Journal of Forestry* 98 (12) : 4-9.
- Dyer, J. F. (2007) Heir property: Legal and cultural dimensions of collective landownership. *Alabama Agricultural Experiment Station Bulletin* 667. 36pp.
- Edwards, Kearstin K., and John C. Bliss (2003) It's a neighborhood now: Practicing forestry at the urban fringe. *Journal of Forestry* 101 (3) : 6-11.
- Gan, Jianbang, Stephen H. Kolison Jr., and Nii O. Tackie (2003) African-American forestland owners in Alabama's Black Belt. *Journal of Forestry* 101 (3) : 38-43.
- Henry, William A., and John C. Bliss (1994) Timber harvesting, regeneration, and best management practices among West Central Alabama NIPF owners. *Sothorn Journal of Applied Forestry* 18 (3) : 116-121.
- U.S. Census Bureau (2010) The 2010 Statistical Abstract.
- USDA Forest Service (2009) Forest Resources of the United States, 2007.
- アルド・レオポルド (1997) 『野生のうたが聞こえる』 (新島義昭訳) 講談社

注

- 1 本論文では長さや面積等の単位を基本的にすべて現地で用いられているものに統一している。論文末尾にそうした単位の換算表を示したので参照されたい。
- 2 アメリカでは、これまで産業有林 (Forest Industry) と非産業有林 (Nonindustrial Private) という2分類による統計が取られてきた。しかし近年、情報開示の制約から産業有林/非産業有林という区分による統計処理が不可能となったため、本研究に引用した *Forest Resources of the United States, 2007* では企業有林 (Private Corporate) と非企業私有林 (Private Noncorporate) という2分類が使用されている。
- 3 参考文献にいくつかの先行研究を示したので参照されたい。
- 4 本研究の一部は、白石則彦監修、日本林業経営者協会編 (2010) 『世界の林業：欧米諸国の私有林経営』日本林業調査会の第6章「アメリカ」第4節「小規模所有者の現状」として出版している。ただし、同書においては、紙幅の都合で2008年から2009年にかけて聞き取り調査を行った合計15家族のうち5家族だけについてまとめたものを載せているが、本研究では、それら5家族を含む15家族すべての聞き取り対象者に関する記録内容を収録している。なお、アメリカ私有林に関する全般的な分析については同書を参照されたい。

- 5 個人の所有する森林への一般市民の立ち入りの自由という考え方は北欧や中欧では普通にみられるものであるが、アメリカでこのような取り扱いがあることには驚きを禁じ得ない。しかし、聞き取りで出会ったすべての所有者がさらなる減税という誘惑に抗して自分の森林への一般市民の立ち入りを認めていないことは驚くに当たらない。
- 6 オレゴン州では家族所有の小規模な森林を「family woodland」と呼ぶことが多いが、アメリカ国内でより一般的に研究者の間で用いられているのは「family forest」という呼び方である。どちらも意味するところは同じであり、本論文ではこれらを「家族の森林」としている。
- 7 BMPは、各州などがそれぞれの地域において環境に配慮した模範的森林施業の方法を解説したもので、法的な拘束力はない。アラバマ州だけでなく、オレゴン州にもウィスコンシン州にもBMPは存在する。
- 8 Dyer (2007) によれば、アラバマ州の人口に占める黒人の割合は26.0%であるが、農地面積に占める黒人所有者の割合はわずかに3.0%である。オーバーン大学のBailey教授 (農村社会学) への聞き取り調査でも、森林所有者に占める黒人の割合は4%程度だということであった。その理由が歴史的・経済的なものであることは容易に想像がつく。しかし、H氏とI氏への聞き取り調査を通して、黒人においても白人と同様に自分の土地を持ちたいという思いを持っておられることが感じられた。また、ご自宅を訪問してみて両氏は経済的に恵まれているという印象を持ったが、黒人の森林所有者が比較的富裕であるということはGanら (2003) においても示唆されている。ただ、聞き取りの中で、南部では食いつぶれた黒人はすぐにシカゴやニューヨークなど北部に出て行くが、白人は南部に留まるという話も聞いた。その理由は、出自の違いから来る故郷というものに対する思い入れの違いではなかろうかと推察している。ヨーロッパから新天地を求めてこの大陸にきたのか、意に反してアフリカから連れてこられたのかという違いである。更に、依然として南部における黒人差別が北部に比べて激しいということも理由の1つとなっているのではないだろうか。
- 9 土地倫理 (Land Ethics) で有名なアルド・レオポルド (Aldo Leopold) は、ウィスコンシン大学において野生生物管理学という分野を創始し長年教鞭を執った。それゆえ、ウィスコンシン州の森林・林業関係者からは特に親しまれる存在である。
- 10 IUFROなどの国際的な研究会の場においても、小規模私有林に関するアメリカの研究者が増加しているという印象があるが、これは偶然ではないであろう。

単位換算表

1 インチ	2.54cm
1 フィート	30.48cm, 12インチ
1 マイル	約1,609m
1 エーカー	約4,047m ²
1 ボードフィート	約0.00236m ³ , 1 フィート×1 フィート×1 インチの材積
1 ガロン	約3.8リットル
1 セント	1/100ドル, 約0.83円 (2011年2月10日現在)
1 ドル	約83円 (2011年2月10日現在)
1 ポンド	約454グラム

英字略語リスト

ATV	All Terrain Vehicle	四輪バギーなどの全地形対応車
BLM	Bureau of Land Management	アメリカ内務省の土地管理局
BMP	Best Management Practices	最適管理施業
DNR	Department of Natural Resources	ウィスコンシン州の自然資源局
FPA	Forest Practices Act	森林施業法
MFL	Managed Forest Law	ウィスコンシンの管理森林法および森林計画制度
NIPF	Non-Industrial Private Forest	非産業私有林
OSWA	Oregon Small Woodlands Association	オレゴン小規模森林協会
REIT	Real Estate Investment Trust	不動産投資信託
TIMO	Timberland Investment Management Organization	林地投資経営組織
USDA	United States Department of Agriculture	アメリカ農務省
WWOA	Wisconsin Woodland Owners Association	ウィスコンシン森林所有者協会